



島根県報

平成28年3月25日（金）
号外第38号
（毎週火・金曜日発行）
<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【条 例】

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例	（政策企画監室）	25
地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例	（総務課）	29
行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例	（ 〃 ）	38
島根県産業技術センター条例等の一部を改正する条例	（ 〃 ）	45
学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例	（ 〃 ）	47
島根県吏員恩給条例の一部を改正する条例	（人事課）	49
職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	（ 〃 ）	50
知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例	（ 〃 ）	51
職員の管理職手当の特例に関する条例の一部を改正する条例	（ 〃 ）	52
公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例	（ 〃 ）	53
職員の退職管理に関する条例	（ 〃 ）	54
行政不服審査法施行条例	（ 〃 ）	56
島根県手数料条例の一部を改正する条例	（財政課）	60
島根県県税条例等の一部を改正する条例	（税務課）	93
住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例	（市町村課）	102
島根県消費者センター条例の一部を改正する条例	（環境生活総務課）	105
貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例	（医療政策課）	107
島根県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例	（健康推進課）	113
島根県国民健康保険財政安定化基金条例	（ 〃 ）	114
島根県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例	（高齢者福祉課）	115
島根県介護保険施設等開設支援臨時特例基金条例を廃止する条例	（ 〃 ）	121
島根県青少年の健全な育成に関する条例の一部を改正する条例	（青少年家庭課）	122
島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	（ 〃 ）	129
島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び島根県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	（障がい福祉課）	131
興行場法施行条例の一部を改正する条例	（薬事衛生課）	140
知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	（農業経営課）	142
島根県家畜保健衛生所条例の一部を改正する条例	（畜産課）	145

島根県畜産技術センター分析等手数料条例の一部を改正する条例	(畜産課)	146
島根県発電用施設周辺地域企業立地等促進資金貸付基金条例を廃止する条例	(中小企業課)	147
島根県港湾施設条例の一部を改正する条例	(港湾空港課)	148
島根県営住宅条例の一部を改正する条例	(建築住宅課)	149
島根県建築審査会条例の一部を改正する条例	(〃)	150
島根県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	(病院局)	151
県立学校の職員定数条例及び市町村立学校の教職員定数条例の一部を改正する条例	(学校企画課)	152
島根県立青少年社会教育施設条例の一部を改正する条例	(社会教育課)	153
島根県地方警察職員定員条例の一部を改正する条例	(警察本部)	154

公布された条例等のあらまし

◇行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例（条例第1号）

1 条例の概要

- (1) 次に掲げる県の執行機関が行う次に掲げる事務を個人番号を利用することができる事務に追加することとした。
（第4条第1項・別表第1関係）

執行機関	事 務
知事	高等学校等を退学し、再び私立の高等学校等に入学した者等に対する就学支援金に相当する額の支援金の支給に関する事務
知事	私立の高等学校等の生徒又は学生の保護者等に対する奨学のための給付金の支給に関する事務
教育委員会	島根県立高等学校等条例による授業料の減免に関する事務
教育委員会	高等学校等を退学し、再び公立の高等学校等に入学した者に対する就学支援金に相当する額の支援金の支給に関する事務
教育委員会	県立高等学校の単位制による課程の生徒に対する就学支援金に相当する額の支援金の支給に関する事務
教育委員会	国立又は公立の高等学校等の生徒又は学生の保護者等に対する奨学のための給付金の支給に関する事務
教育委員会	高等学校の定時制課程又は通信制課程に在学する勤労青少年に対する修学資金の貸与に関する事務
教育委員会	特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務（特別支援学校への就学奨励に関する法律によるものを除く。）

- (2) 次に掲げる県の執行機関は、次に掲げる事務を処理するために必要な限度で、次に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用することができることとした。（第4条第2項・別表第2関係）

執行機関	事 務	特定個人情報
知事	高等学校等を退学し、再び私立の高等学校等に入学した者等に対する就学支援金に相当する額の支援金の支給に関する事務	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する情報（以下「就学支援金関係情報」という。）
知事	私立の高等学校等の生徒又は学生の保護者等に対する奨学のための給付金の支給に関する事務	就学支援金関係情報
教育委員会	島根県立高等学校等条例による授業料の減免に関する事務	就学支援金関係情報
教育委員会	高等学校等を退学し、再び公立の高等学校等に入学した者に対する就学支援金に相当する額の支援金の支給に関する事務	就学支援金関係情報
教育委員会	県立高等学校の単位制による課程の生徒に対する就学支援金に相当する額の支援金の支給に関する事務	就学支援金関係情報
教育委員会	国立又は公立の高等学校等の生徒又は学生の保護者等に対する奨学のための給付金の支給に関する事務	就学支援金関係情報
教育委員会	高等学校の定時制課程又は通信制課程に在学する勤労青少年に対する修学資金の貸与に関する事務	就学支援金関係情報
教育委員会	特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務（特別支援学校への就学奨励に関する法律によるものを除く。）	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就

	く。)	学のため必要な経費の支弁に関する情報
--	-----	--------------------

- (3) (2)により特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなすこととした。(第4条第4項関係)

2 施行期日

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律附則第1条第5号の政令で定める日から施行することとした。

◇地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（条例第2号）

1 条例の概要

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う次に掲げる条例の規定の整備

- (1) 職員の旅費に関する条例
- (2) 職員の給与に関する条例
- (3) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例
- (4) 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例
- (5) 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例
- (6) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例
- (7) 島根県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例
- (8) 職員の勤務時間に関する条例
- (9) 職員の休日及び休暇に関する条例
- (10) 県立学校の教育職員の給与に関する条例
- (11) 市町村立学校の教職員の給与等に関する条例
- (12) 教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例
- (13) 県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する条例

2 施行期日

平成28年4月1日から施行することとした。

◇行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（条例第3号）

1 条例の概要

(1) 島根県情報公開条例の一部改正

ア 公開決定等又は公開請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法に基づく審理員による審理手続に関する規定は、適用しないこととした。(第19条の2関係)

イ 行政不服審査法の施行に伴う規定の整理

ウ その他規定の整備

(2) 島根県個人情報保護条例の一部改正

ア 開示決定等、訂正等の決定、利用停止決定等又は開示請求、訂正等の請求若しくは利用停止の請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法に基づく審理員による審理手続に関する規定は、適用しないこととした。(第33条の3関係)

イ 行政不服審査法の施行に伴う規定の整理

ウ その他規定の整備

(3) 島根県公文書等の管理に関する条例の一部改正

ア 利用決定等又は利用請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法に基づく審理員による審理
手続に関する規定は、適用しないこととした。(第22条の2 関係)

イ 行政不服審査法の施行に伴う規定の整理

(4) 行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う次に掲げる条例の
規定の整理

ア 職員の給与に関する条例

イ 職員の退職手当に関する条例

ウ 島根県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例

エ 島根県行政手続条例

オ 島根県県税条例

カ 県立学校の教育職員の給与に関する条例

キ 島根県建築審査会条例

2 施行期日

平成28年4月1日から施行することとした。

◇島根県産業技術センター条例等の一部を改正する条例（条例第4号）

1 条例の概要

次に掲げる条例に規定する使用料又は手数料の額について、納付すべき者の住所が、鳥取県、岡山県、広島県又は
山口県にある場合は、2倍の格差の適用を除外し、県内に住所又は事務所若しくは事業所を有する者と同額にするこ
ととした。

(1) 島根県産業技術センター条例

(2) 島根県農業技術センター分析等手数料条例

(3) 島根県畜産技術センター分析等手数料条例

2 施行期日

平成28年4月1日から施行することとした。

◇学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（条例第5号）

1 条例の概要

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う次に掲げる条例の規定の整備

(1) 島根県暴力団排除条例

(2) 島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

(3) 島根県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

(4) 島根県立武道施設条例

(5) 島根県立体育施設条例

(6) 島根県立青少年社会教育施設条例

(7) 島根県立高等技術校条例

2 施行期日

平成28年4月1日から施行することとした。

◇島根県吏員恩給条例の一部を改正する条例（条例第6号）

1 条例の概要

退隠料若しくは増加退隠料又は扶助料を受ける者が、3年以下の懲役又は禁錮の刑に処せられた場合において、刑の一部の執行猶予の言渡しを受けたときは、その刑のうち執行が猶予されなかった部分の期間の執行を終わり又は執行を受けることがなくなった月の翌月以降は、これらの支給を停止しないこととする事とした。（第32条の2・第41条関係）

2 施行期日

刑法等の一部を改正する法律の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行することとした。

◇職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（条例第7号）

1 条例の概要

初任給調整手当の支給月額の限度額の改正（第7条の3関係）

支 給 対 象 者	改 正 前	改 正 後
医師又は歯科医師で医療職給料表(1)の適用を受けるもの	412,200円	413,300円
医師又は歯科医師で医療職給料表(1)の適用を受けないもの	50,300円	50,500円

2 施行期日等

公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用することとした。

◇知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第8号）

1 条例の概要

給与の減額を平成28年度まで1年間継続して実施することとした。（第1条・第3条関係）

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇職員の管理職手当の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第9号）

1 条例の概要

管理職手当の減額を平成28年度まで1年間継続して実施することとした。（第1条関係）

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例（条例第10号）

1 条例の概要

職員を派遣することができる公益的法人等に一般財団法人地域活性化センター及び一般社団法人しまね縁結びサポートセンターを追加することとした。（第2条関係）

2 施行期日

平成28年4月1日から施行することとした。

◇職員の退職管理に関する条例（条例第11号）

1 条例の概要

(1) 再就職者による依頼等の規制

再就職者のうち国家行政組織法に規定する部長又は課長の職に相当する職として人事委員会規則で定めるものに離職した日の5年前の日より前に就いていた者について、当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等の役員等に対し、契約等事務であって離職した日の5年前の日より前の職務（当該職に就いていたときの職に限る。）に属するものに関し、離職後2年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼して

はならないこととした。(第2条関係)

(2) 任命権者への届出

管理又は監督の地位にある職員の職として人事委員会規則で定めるものに就いている職員であった者は、離職後2年間、営利企業以外の法人その他の団体の地位に就いた場合(報酬を得る場合に限る。)又は営利企業の地位に就いた場合は、日々雇い入れられる者となった場合その他人事委員会規則で定める場合を除き、人事委員会規則で定めるところにより、速やかに、離職した職又はこれに相当する職の任命権者に人事委員会規則で定める事項を届け出なければならないこととした。(第3条関係)

2 施行期日

平成28年4月1日から施行することとした。

◇行政不服審査法施行条例(条例第12号)

1 条例の概要

(1) 島根県行政不服審査会の設置等

ア 行政不服審査法の規定に基づく附属機関として、島根県行政不服審査会(以下「審査会」という。)を設置することとした。(第2条関係)

イ 審査会は、委員5人以内で組織することとした。(第3条関係)

ウ 委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから、知事が任命することとした。(第4条第1項関係)

エ 委員の任期は、2年とすることとした。(第4条第2項関係)

オ 審査会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができることとした。(第7条関係)

カ 委員若しくは委員であった者又は専門委員若しくは専門委員であった者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならないこととした。(第8条関係)

(2) 手数料

審理員等に提出された書面等の写しの交付に係る手数料の額を次のとおりとすることとした。(第11条・別表関係)

交付の方法	種 別	手数料の額	
1 書面等を複写機により用紙に複写したものの交付	(1) 白黒	用紙1枚につき	10円
	(2) カラー	用紙1枚につき	50円
2 電磁的記録に記録された事項を用紙に出力したものの交付	(1) 白黒	用紙1枚につき	10円
	(2) カラー	用紙1枚につき	50円

(3) 罰則

ア (1)のオに違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処することとした。(第16条関係)

イ 詐欺その他不正の行為により手数料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科することとした。(第17条関係)

(4) 警察に関する手数料条例の一部改正

2 施行期日

平成28年4月1日から施行することとした。

◇島根県手数料条例の一部を改正する条例(条例第13号)

1 条例の概要

- (1) 歯科技工士法関係手数料の廃止（別表21の項関係）
- (2) 農産物検査法で定める登録検査機関の登録等に係る手数料の新設（別表33の項関係）

手数料を納めなければならない者	手数料の額
ア 登録検査機関の登録を受けようとする者	150,000円
イ 登録検査機関の登録の更新を受けようとする者	10,100円
ウ 登録検査機関の変更登録を受けようとする者	
(7) 農産物の種類の増加に係るもの	30,000円
(4) 登録の区分の増加に係るもの	150,000円

- (3) 職業能力開発促進法関係手数料（別表54の項関係）
引用する条項の整理
- (4) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料（別表64の2の項関係）
増築し、又は改築しようとする住宅の認定等に係る手数料の設定

手数料を納めなければならない者	手数料の額
ア 長期優良住宅建築等計画（以下「計画」という。）の認定を受けようとする者	
(7) 計画の認定を受けようとする住宅が増築し、又は改築しようとする一戸建ての住宅の場合	67,000円（適合証の提出がある場合にあつては、9,000円）
(4) 計画の認定を受けようとする住宅が増築し、又は改築しようとする共同住宅等の場合	
a 床面積の合計が500平方メートル以内のもの	157,000円（適合証の提出がある場合にあつては、18,000円）を認定申請数で除して得た額
b 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	247,000円（適合証の提出がある場合にあつては、31,000円）を認定申請数で除して得た額
c 床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	488,000円（適合証の提出がある場合にあつては、45,000円）を認定申請数で除して得た額
d 床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	873,000円（適合証の提出がある場合にあつては、84,000円）を認定申請数で除して得た額
e 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1,500,000円（適合証の提出がある場合にあつては、144,000円）を認定申請数で除して得た額
f 床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの	2,731,000円（適合証の提出がある場合にあつては、233,000円）を認定申請数で除して得た額
g 床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの	3,902,000円（適合証の提出がある場合にあつては、286,000円）を認定申請数で除して得た額
h 床面積の合計が30,000平方メートルを超えるもの	4,781,000円（適合証の提出がある場合にあつては、305,000円）を認定申請数で除して得た額
イ 計画の変更の認定を受けようとする者（譲受人を決定した場合の変更を受けようとする者を除く。）	
(7) 計画の変更の認定を受けようとする住宅がアの(7)の計画の認定を受けた一戸建ての住宅の場合	34,000円（変更後の計画に係る適合証の提出がある場合にあつては、5,000円）
(4) 計画の変更の認定を受けようとする住宅がアの(4)の計画の認定を受けた共同住宅等の場合	

a 変更に係る床面積の合計が500平方メートル以内のもの	157,000円（変更後の計画に係る適合証の提出がある場合にあっては、18,000円）を変更認定申請数で除して得た額
b 変更に係る床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	247,000円（変更後の計画に係る適合証の提出がある場合にあっては、31,000円）を変更認定申請数で除して得た額
c 変更に係る床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	488,000円（変更後の計画に係る適合証の提出がある場合にあっては、45,000円）を変更認定申請数で除して得た額
d 変更に係る床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	873,000円（変更後の計画に係る適合証の提出がある場合にあっては、84,000円）を変更認定申請数で除して得た額
e 変更に係る床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1,500,000円（変更後の計画に係る適合証の提出がある場合にあっては、144,000円）を変更認定申請数で除して得た額
f 変更に係る床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの	2,731,000円（変更後の計画に係る適合証の提出がある場合にあっては、233,000円）を変更認定申請数で除して得た額
g 変更に係る床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの	3,902,000円（変更後の計画に係る適合証の提出がある場合にあっては、286,000円）を変更認定申請数で除して得た額
h 変更に係る床面積の合計が30,000平方メートルを超えるもの	4,781,000円（変更後の計画に係る適合証の提出がある場合にあっては、305,000円）を変更認定申請数で除して得た額

(5) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の規定による認定等に係る手数料の新設（別表64の5の項関係）

手数料を納めなければならない者	手数料の額
ア 建築物エネルギー消費性能向上計画（以下「計画」という。）の認定（以下「計画の認定」という。）を受けようとする者 (7) 計画の認定を受けようとする建築物が非住宅建築物、共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅で非住宅部分を有しないものをいう。以下同じ。）又は複合建築物である場合	非住宅建築物又は複合建築物（非住宅部分に限って計画の認定を受けようとする場合に限る。）にあってはa又はbに規定する手数料の額、共同住宅等又は複合建築物（住戸の部分に限って計画の認定を受けようとする場合に限る。）にあってはcに規定する手数料の額、複合建築物（非住宅部分に限って計画の認定を受けようとする場合及び住戸の部分に限って計画の認定を受けようとする場合を除く。）にあってはa又はb及びcに規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額
a 当該建築物の非住宅部分について誘導標準入力法	

等基準を用いて評価を行う場合	
(a) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	223,000円（非住宅誘導基準適合証（登録建築物調査機関が作成した基準に適合していることを示す書類をいう。以下同じ。）の提出がある場合にあっては、10,000円）
(b) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	356,000円（非住宅誘導基準適合証の提出がある場合にあっては、26,000円）
(c) 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	507,000円（非住宅誘導基準適合証の提出がある場合にあっては、78,000円）
(d) 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	625,000円（非住宅誘導基準適合証の提出がある場合にあっては、123,000円）
(e) 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	727,000円（非住宅誘導基準適合証の提出がある場合にあっては、153,000円）
(f) 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	829,000円（非住宅誘導基準適合証の提出がある場合にあっては、191,000円）
b 当該建築物の非住宅部分について誘導モデル建物法基準を用いて評価を行う場合	
(a) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	86,000円（非住宅誘導基準適合証の提出がある場合にあっては、10,000円）
(b) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	141,000円（非住宅誘導基準適合証の提出がある場合にあっては、26,000円）
(c) 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	228,000円（非住宅誘導基準適合証の提出がある場合にあっては、78,000円）
(d) 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	298,000円（非住宅誘導基準適合証の提出がある場合にあっては、123,000円）
(e) 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	352,000円（非住宅誘導基準適合証の提出がある場合にあっては、153,000円）
(f) 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	413,000円（非住宅誘導基準適合証の提出がある場合にあっては、191,000円）
c 当該建築物の住宅部分について評価を行う場合	
(a) 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	67,000円（住宅誘導基準適合証等（登録建築物調査機関又登録住宅性能評価機関が作成した基準に適合していることを示す書類又は知事の定めるその他の図書をいう。以下同じ。）の提出がある場合にあっては、10,000円）
(b) 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	113,000円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、20,000円）
(c) 住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	193,000円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、44,000円）
(d) 住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	267,000円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、77,000円）
(イ) 計画の認定を受けようとする建築物が一戸建ての住	

宅（非住宅部分を有しないものに限る。以下同じ。） の場合	
a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの	34,000円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、5,000円）
b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの	37,000円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、5,000円）
イ 計画の変更の認定を受けようとする者	
(7) 計画の変更の認定を受けようとする建築物が非住宅建築物、共同住宅等又は複合建築物である場合	非住宅建築物又は複合建築物（非住宅部分に限って計画の変更の認定を受けようとする場合に限る。）にあっては a 又は b に規定する手数料の額、共同住宅等又は複合建築物（住戸の部分に限って計画の変更の認定を受けようとする場合に限る。）にあっては c に規定する手数料の額、複合建築物（非住宅部分に限って計画の変更の認定を受けようとする場合及び住戸の部分に限って計画の変更の認定を受けようとする場合を除く。）にあっては a 又は b 及び c に規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額
a 当該建築物の非住宅部分について誘導標準入力法等基準を用いて評価を行う場合	
(a) 非住宅部分の計画の変更に係る部分（床面積の増加に係る部分を除く。）の床面積の2分の1の面積と当該計画の変更に係る部分の面積のうち床面積の増加に係る部分の床面積との合計（以下「計画の変更に係る部分の床面積の合計」という。）が300平方メートル未満のもの	223,000円（非住宅誘導基準適合証の提出がある場合にあっては、10,000円）
(b) 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	356,000円（非住宅誘導基準適合証の提出がある場合にあっては、26,000円）
(c) 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	507,000円（非住宅誘導基準適合証の提出がある場合にあっては、78,000円）
(d) 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	625,000円（非住宅誘導基準適合証の提出がある場合にあっては、123,000円）
(e) 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	727,000円（非住宅誘導基準適合証の提出がある場合にあっては、153,000円）
(f) 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	829,000円（非住宅誘導基準適合証の提出がある場合にあっては、191,000円）
b 当該建築物の非住宅部分について誘導モデル建物法基準を用いて評価を行う場合	

(a) 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	86,000円（非住宅誘導基準適合証の提出がある場合にあっては、10,000円）
(b) 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	141,000円（非住宅誘導基準適合証の提出がある場合にあっては、26,000円）
(c) 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	228,000円（非住宅誘導基準適合証の提出がある場合にあっては、78,000円）
(d) 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	298,000円（非住宅誘導基準適合証の提出がある場合にあっては、123,000円）
(e) 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	352,000円（非住宅誘導基準適合証の提出がある場合にあっては、153,000円）
(f) 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	413,000円（非住宅誘導基準適合証の提出がある場合にあっては、191,000円）
c 当該建築物の住宅部分について評価を行う場合	
(a) 住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	67,000円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、10,000円）
(b) 住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	113,000円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、20,000円）
(c) 住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	193,000円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、44,000円）
(d) 住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	267,000円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、77,000円）
(i) 計画の変更の認定を受けようとする建築物が一戸建ての住宅の場合	
a 計画の変更に係る床面積の合計が200平方メートル未満のもの	17,000円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、3,000円）
b 計画の変更に係る床面積の合計が200平方メートル以上のもの	19,000円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、3,000円）
ウ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の規定により建築基準法に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けようとする者	計画の認定を受けようとする建築物又は計画の変更の認定を受けようとする建築物の床面積の合計及び昇降機の数に応じて島根県建築基準法施行条例の規定の例により算出した額（工作物を築造する場合にあっては当該工作物の数に応じて同条例の規定の例により算出した額を、構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合にあっては当該部分の床面積の合計に応じて同条例の規定の例により算出した額に100分の108を乗じて得た額を加

エ 建築物のエネルギー消費性能に係る認定（以下「認定」という。）を受けようとする者	えた額)
(7) 認定を受けようとする建築物が非住宅建築物、共同住宅等又は複合建築物である場合	非住宅建築物にあつては a 又は b に規定する手数料の額、共同住宅等にあつては c 又は d に規定する手数料の額、複合建築物にあつては a 又は b 及び c 又は d に規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額
a 当該建築物の非住宅部分について省令の基準を用いて評価を行う場合	
(a) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	223,000円（非住宅基準適合証等（登録建築物調査機関が作成した基準に適合していることを示す書類又は知事が定めるその他の図書をいう。以下同じ。）の提出がある場合にあつては、10,000円）
(b) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	356,000円（非住宅基準適合証等の提出がある場合にあつては、26,000円）
(c) 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	507,000円（非住宅基準適合証等の提出がある場合にあつては、78,000円）
(d) 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	625,000円（非住宅基準適合証等の提出がある場合にあつては、123,000円）
(e) 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	727,000円（非住宅基準適合証等の提出がある場合にあつては、153,000円）
(f) 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	829,000円（非住宅基準適合証等の提出がある場合にあつては、191,000円）
b 当該建築物の非住宅部分について省令の基準を用いて評価を行う場合	
(a) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	86,000円（非住宅基準適合証等の提出がある場合にあつては、10,000円）
(b) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	141,000円（非住宅基準適合証等の提出がある場合にあつては、26,000円）
(c) 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	228,000円（非住宅基準適合証等の提出がある場合にあつては、78,000円）
(d) 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	298,000円（非住宅基準適合証等の提出がある場合にあつては、123,000円）
(e) 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	352,000円（非住宅基準適合証等の提出がある場合にあつては、153,000円）
(f) 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	413,000円（非住宅基準適合証等の提出がある場合にあつては、191,000円）
c 当該建築物の住宅部分について性能基準を用いて評価を行う場合	
(a) 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	67,000円（住宅基準適合証等（登録建築物調査機関又は登録住宅性能評価機関が作成した基準に適

	合していることを示す書類又は知事の定めるその他の図書をいう。以下同じ。)の提出がある場合にあっては、10,000円)
(b) 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	113,000円 (住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、20,000円)
(c) 住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	193,000円 (住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、44,000円)
(d) 住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	267,000円 (住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、77,000円)
d 当該建築物の住宅部分について仕様基準を用いて評価を行う場合	
(a) 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	32,000円 (住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、10,000円)
(b) 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	56,000円 (住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、20,000円)
(c) 住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	101,000円 (住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、44,000円)
(d) 住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	149,000円 (住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、77,000円)
(イ) 認定を受けようとする建築物が一戸建ての住宅で性能基準を用いて評価を行う場合	
a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの	34,000円 (住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、5,000円)
b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの	37,000円 (住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、5,000円)
(ロ) 認定を受けようとする建築物が一戸建ての住宅で仕様基準を用いて評価を行う場合	
a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの	18,000円 (住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、5,000円)
b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの	19,000円 (住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、5,000円)

2 施行期日

平成28年4月1日から施行することとした。ただし、1の(1)については、公布の日から施行することとした。

◇島根県県税条例等の一部を改正する条例 (条例第14号)

1 条例の概要

- (1) 資本金の額又は出資金の額1億円超の普通法人の事業税の税率の改正 (第16条・附則第16項関係)

ア 付加価値割

付加価値額	改正前	改正後
	100分の0.72	100分の1.2

イ 資本割

資本金等の額	改正前	改正後
--------	-----	-----

	100分の0.3	100分の0.5
--	----------	----------

ウ 所得割

区 分	改正前	改正後
所得のうち年4,000,000円以下の金額	100分の1.6	100分の0.3
所得のうち年4,000,000円を超え年8,000,000円以下の金額	100分の2.3	100分の0.5
所得のうち年8,000,000円を超える金額	100分の3.1	100分の0.7

- (2) 初回新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重くし、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車は税率を軽減する特例措置について、軽減対象の見直しを行った上で1年間延長することとした。(附則第19項関係)

ア 環境負荷の大きい自動車

初回新規登録から一定の年数を経過した次の自動車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ガソリンを内燃機関の燃料として用いるハイブリッド自動車、一般乗合用バス及び被けん引車を除く。）について、その経過した日の属する年度以後に税率のおおむね100分の15（バス及びトラック並びにこれらに準ずる特種用途車については、税率のおおむね100分の10）を重課する特例措置を講ずることとした。

- (ア) ガソリン自動車又はLPG自動車で平成16年3月31日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度
- (イ) ディーゼル自動車その他の(ア)に掲げる自動車以外の自動車で平成18年3月31日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度

イ 環境負荷の小さい自動車

平成28年度に初回新規登録を受けた次の自動車について、平成29年度に次の特例措置を講ずることとした。

- (ア) 電気自動車、一定の排出ガス性能を備えた天然ガス自動車、プラグインハイブリッド自動車、ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準の値の4分の1を超えないものであってエネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上のもの及びクリーンディーゼル乗用自動車について、税率のおおむね100分の75を軽減すること。
- (イ) ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準の値の4分の1を超えないものであってエネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の120を乗じて得た数値以上のもの（(ア)に該当する自動車を除く。）について、税率のおおむね100分の50を軽減すること。
- (3) その他規定の整備
- (4) 島根県県税条例の一部を改正する条例の一部改正
- (5) この条例は、地方税法等の一部を改正する等の法律が平成28年3月31日までに公布されないときは、その効力を失うこととした。
- (6) この条例は、(5)の場合を除き、地方税法等の一部を改正する等の法律による改正後の法律の規定の内容が当該規定に対応するこの条例による改正後の条例の規定の内容と異なることとなるときは、廃止するものとする事とした。

2 施行期日

平成28年4月1日から施行することとした。ただし、1の(5)及び(6)については公布の日から、1の(4)については地方税法等の一部を改正する等の法律の公布の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から、1の(2)については平成29年4月1日から施行することとした。

◇住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例（条例第15号）

1 条例の概要

- (1) 次に掲げる事務を知事又は知事以外の執行機関が都道府県知事保存本人確認情報を利用することができる事務に

追加することとした。(別表第1・別表第2関係)

ア 高等学校等を退学し、再び私立の高等学校等に入学した者等に対する就学支援金に相当する額の支援金の支給に関する事務

イ 私立の高等学校等の生徒又は学生の保護者等に対する奨学のための給付金の支給に関する事務

ウ 島根県立高等学校等条例による授業料の減免に関する事務

エ 高等学校等を退学し、再び公立の高等学校等に入学した者に対する就学支援金に相当する額の支援金の支給に関する事務

オ 県立高等学校の単位制による課程の生徒に対する就学支援金に相当する額の支援金の支給に関する事務

カ 国立又は公立の高等学校等の生徒又は学生の保護者等に対する奨学のための給付金の支給に関する事務

キ 高等学校の定時制課程又は通信制課程に在学する勤労青少年に対する修学資金の貸与に関する事務

ク 特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務(特別支援学校への就学奨励に関する法律によるものを除く。)

(2) 次に掲げる事務を知事が都道府県知事保存本人確認情報を利用することができる事務から削除することとした。

(別表第1関係)

ア 地方税法又は島根県県税条例による県税の賦課又は徴収に関する事務

イ 地方税法、島根県県税条例又は島根県産業廃棄物減量税条例若しくは旧島根県産業廃棄物減量税条例の規定によりなおその効力を有することとされる同条例による産業廃棄物減量税の賦課又は徴収に関する事務

ウ 地方税法によるゴルフ場利用税又は軽油引取税に関する犯則事件の調査に関する事務

(3) その他規定の整理

2 施行期日

1の(1)及び(3)については行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律附則第1条第5号の政令で定める日から、1の(2)については公布の日から施行することとした。

◇島根県消費者センター条例の一部を改正する条例(条例第16号)

1 条例の概要

(1) 知事は、消費者センター(以下「センター」という。)を設置したときは、遅滞なく、センターの名称及び住所並びに消費生活相談の事務を行う日及び時間を告示しなければならないこととした。(第2条関係)

(2) センターに、センターの長その他必要な職員を置くこととした。(第4条関係)

(3) センターに、消費生活相談員資格試験に合格した者((4)において「合格者」という。)又はこれと同等以上の専門的な知識及び技術を有すると知事が認める者を消費生活相談員として置くこととした。(第5条第1項関係)

(4) 知事は、(3)の規定により置く消費生活相談員については、合格者とするよう努めるものとする(第5条第2項関係)

(5) 知事は、消費生活相談等の事務の実施により得られた情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるものとする(第6条関係)

2 施行期日

平成28年4月1日から施行することとした。

◇貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例(条例第17号)

1 条例の概要

(1) 看護学生修学資金の返還債務の免除の対象となる者に、養成施設に在学する者で、将来特定地域医療施設等において看護職員の業務に従事しようとするものを加えることとした。(第2条関係)

(2) (1)に掲げる者が、養成施設を卒業した日から1年以内に看護職員の免許を取得し、特定地域医療施設等において

5年間看護職員の業務に従事したときは、債務の全部を免除することとした。（第2条関係）

2 施行期日

平成28年4月1日から施行することとした。

◇島根県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例（条例第18号）

1 条例の概要

後期高齢者医療広域連合から徴収する拠出金の額を算出するための割合の改正（第6条関係）

改正前	改正後
10万分の44	10万分の41

2 施行期日

平成28年4月1日から施行することとした。

◇島根県国民健康保険財政安定化基金条例（条例第19号）

1 条例の概要

(1) 設置

国民健康保険の財政の安定化に資する事業に必要な費用に充てるため、島根県国民健康保険財政安定化基金（以下「基金」という。）を設置することとした。（第1条関係）

(2) 積立て

基金として積み立てる額は、予算で定めることとした。（第2条関係）

(3) 管理

基金に属する現金は、最も確実かつ有利な方法により保管することとした。（第3条関係）

(4) 運用益金の処理

基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れることとした。（第4条関係）

(5) 繰替運用

知事は、財政上必要があると認めるときは、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができることとした。（第5条関係）

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇島根県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例（条例第20号）

1 条例の概要

(1) 島根県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正

ア 指定療養通所介護の事業の基本方針、人員並びに設備及び運営に関する基準を削除することとした。（第114条—第135条関係）

イ 指定地域密着型通所介護の創設に伴う規定の整備

(2) 島根県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正

指定地域密着型通所介護の創設に伴う規定の整備

(3) 島根県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例附則第4条第2号の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例第2条の規定による改正前の島根県指定介

護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正

指定介護予防通所介護事業者が指定通所介護事業者又は指定地域密着型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所介護の事業と指定通所介護又は指定地域密着型通所介護の事業を同一の事業所で一体的に運営されている場合の従業者の員数及び設備に係る基準を定めることとした。（第98条・第100条関係）

(4) 島根県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正

指定地域密着型通所介護の創設に伴う規定の整備

(5) 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う次に掲げる条例の規定の整理

ア 島根県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例

イ 島根県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例

ウ 島根県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例

エ 島根県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

オ 島根県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例

カ 島根県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例

(6) その他規定の整理

2 施行期日

平成28年4月1日から施行することとした。

◇島根県介護保険施設等開設支援臨時特例基金条例を廃止する条例（条例第21号）

1 条例の概要

介護保険法に基づく施設等の開設の準備を支援するための国の交付金による事業が終了し、基金の設置を要しなくなったことから、島根県介護保険施設等開設支援臨時特例基金条例を廃止することとした。

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇島根県青少年の健全な育成に関する条例の一部を改正する条例（条例第22号）

1 条例の概要

(1) 保護者、地域住民及び青少年の各役割の明確化

ア 保護者は、青少年を健全に育成することについて第一義的な責任を有するものであることを自覚し、青少年を良好な環境の中で監護し、及び教育するよう努めるものとする。こととした。（第2条の2第1項関係）

イ 地域社会において、住民は、連帯意識を持ち、互いに協力して青少年の健全な育成に努めるものとする。こととした。（第2条の2第2項関係）

ウ 青少年は、生命を尊び、社会の一員としての自覚と責任を持つとともに、自らの生活を律し、健全な社会人として成長するよう努めるものとする。こととした。（第2条の2第3項関係）

(2) 有害図書類等の指定要件に青少年の自殺又は犯罪を誘発するものを追加することとした。（第6条・第13条・第14条関係）

(3) 着用済み下着の買受け等の禁止等

ア 何人も、青少年から着用済み下着（青少年がこれに該当すると称したものを含む。以下同じ。）を買い受け、若しくは売却の委託を受け、又は青少年に対して着用済み下着の売却の相手方を紹介し、若しくは売却するよう勧誘（以下「着用済み下着の買受け等」という。）してはならないこととした。（第21条の2第1項関係）

イ 知事は、着用済み下着の買受け等を行い、又は行おうとした者に対し、警告を発することができる。こととし

た。(第21条の2第2項関係)

ウ 何人も、着用済み下着の買受け等の行為が青少年に対して行われ、又は青少年がこの行為を行うことを知って、そのための場所を提供し、又は場所のあっせんをしてはならないこととした。(第24条関係)

(4) 何人も、深夜に外出している青少年に対しては、その保護及び善導に努めるものとする事とした。(第23条関係)

(5) インターネット利用環境の整備

ア 県は、青少年によるインターネットの適切な利用に関する知識の普及、啓発、教育その他の必要な施策の推進に努めるものとする事とした。(第24条の2関係)

イ 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の説明義務等

(7) 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等は、携帯電話インターネット接続役務契約の締結等(当該携帯電話インターネット接続役務の提供に付随して行われる青少年有害情報フィルタリングサービスの提供の開始又は内容の変更若しくは提供の中止を含む。)をするに当たっては、当該契約に係る携帯電話端末若しくはPHS端末の利用者が青少年であるかどうかを確認し、利用者が青少年である場合には、その保護者に対し、携帯電話インターネット接続役務の提供を受けることにより青少年が有害情報を閲覧し、又は視聴する機会が生じること等を記載した書面を交付し、その内容を説明しなければならないこととした。(第25条の2第1項関係)

(4) 保護者は、携帯電話インターネット接続役務契約の締結をするに当たっては、当該契約に係る携帯電話端末又はPHS端末の利用者が青少年である場合において、青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない旨の申出をするときは、青少年の業務又は日常生活において青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しないことがやむを得ないと認められる理由等を記載した書面(以下「理由書」という。)を携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に提出しなければならないこととした。(第25条の2第2項関係)

(7) 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等は、携帯電話インターネット接続役務を提供する場合には、保護者から理由書の提出があったときに限り、青少年有害情報フィルタリングサービスの利用を条件としない携帯電話インターネット接続役務契約の締結等を行うことができることとした。(第25条の2第3項関係)

(5) 携帯電話インターネット接続役務提供事業者は、青少年有害情報フィルタリングサービスの利用を条件としない携帯電話インターネット接続役務の契約を締結したときは、当該契約が終了する日又は当該契約に係る青少年が満18歳に達する日のいずれか早い日までの間、理由書若しくはその写し又は当該理由書に記載された事項が記録された電磁的記録を保存しなければならないこととした。(第25条の2第4項関係)

ウ 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に対する勧告等

(7) 知事は、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等がイの(7)、(7)又は(7)に違反していると認めるときは、当該携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができることとした。(第25条の3第1項関係)

(4) 知事は、(7)の勧告を行うために必要な限度内において、青少年有害情報フィルタリングサービスの利用を条件としない携帯電話インターネット接続役務の提供を受けていると認められる青少年の保護者に対し、質問し、又は報告若しくは資料の提供を求めることができることとした。(第25条の3第2項関係)

(7) 知事は、(7)の勧告を受けた携帯電話インターネット接続役務提供事業者等がその勧告に従わないときは、当該勧告を受けた者の氏名又は名称、住所又は所在地、当該勧告の内容等を公表することができることとした。(第25条の3第3項関係)

(5) 知事は、(7)の公表をしようとするときは、あらかじめ当該勧告を受けた携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に対し、意見を述べる機会を与えなければならないこととした。(第25条の3第4項関係)

(7) 知事は、この条例を施行するために必要があると認めるときは、携帯電話インターネット接続役務提供事業

者等から必要な報告を徴し、又は知事の指定した職員をして営業所内にその営業時間中において立ち入らせ、調査させ、若しくは関係者に質問させることができることとした。（第28条関係）

(6) 罰則

ア 興行を開催する施設又は次に掲げる施設（法令により深夜（午後11時から翌日の午前4時までをいう。以下同じ。）において青少年の立入りが制限されているものを除く。）を営む者及びその代理人、使用人その他の従業者が、深夜において、当該施設に青少年（保護者又は保護者の委託を受け、若しくは同意を得た者が同伴するものを除く。）を立ち入らせた場合は、30万円以下の罰金に処することとした。（第30条第2項関係）

(7) 個室を設けて当該個室において客に専用装置による伴奏音楽等に合わせて歌唱を行わせる施設

(イ) 設備を設けて客に主に図書類を閲覧若しくは視聴させ、又はインターネットの利用を行わせる施設（図書館を除く。）

イ (3)のア又はウに違反した者は、30万円以下の罰金に処することとした。（第30条第2項関係）

ウ (5)のウの(イ)の報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、10万円以下の罰金又は科料に処することとした。（第30条第4項関係）

エ 青少年の年齢を知らないことを理由として、ア又はイによる処罰を免れることができないこととした。ただし、当該青少年の年齢を知らないことに過失がないときは、この限りでないこととした。（第30条第5項関係）

(7) その他規定の整備

2 施行期日

平成28年7月1日から施行することとした。ただし、1の(1)及び(7)については、公布の日から施行することとした。

◇島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（条例第23号）

1 条例の概要

保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園又は家庭的保育事業等が不足していることに鑑み、保育所の職員配置に係る特例を定めることとした。

(1) 当分の間、乳児又は幼児の各年齢別に定める保育士の配置基準により算定される保育士の数が1人となる時は、当該保育士に加えて、知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を置くことにより、保育士の数を1人とすることができること。（附則第3項関係）

(2) 当分の間、保育士の数の算定については、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者を、保育士とみなすことができること。（附則第4項関係）

(3) 当分の間、1日につき8時間を超えて開所する保育所において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が、当該保育所に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、保育士の数の算定については、知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができること。（附則第5項関係）

(4) (2)又は(3)を適用する時は、保育士（保育所の職員配置に係る特例により保育士とみなされる者を除く。）を、保育士の数（(2)又は(3)の適用がないとした場合の保育士の配置基準により算定されるものをいう。）の3分の2以上、置かなければならないこと。（附則第6項関係）

2 施行期日

平成28年4月1日から施行することとした。

◇島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設

備及び運営に関する基準等を定める条例及び島根県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（条例第24号）

1 条例の概要

- (1) 島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正

ア 生活介護、自立訓練（機能訓練）及び自立訓練（生活訓練）に係る基準該当障害福祉サービスに関する基準に、地域密着型通所介護に関する要件を追加することとした。（第96条・第150条・第160条関係）

イ 自立訓練（機能訓練）及び自立訓練（生活訓練）に係る基準該当障害福祉サービスに関する基準に、指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例に係る要件を追加することとした。（第150条の2・第160条の2関係）

ウ その他規定の整理

- (2) 島根県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正

ア 児童発達支援及び放課後等デイサービスに係る基準該当通所支援に関する基準に、地域密着型通所介護に関する要件を追加することとした。（第55条の7関係）

イ 児童発達支援及び放課後等デイサービスに係る基準該当通所支援に関する基準に、指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例に係る要件を追加することとした。（第55条の8関係）

2 施行期日

平成28年4月1日から施行することとした。

◇興行場法施行条例の一部を改正する条例（条例第25号）

1 条例の概要

- (1) 構造設備の基準のうち、建物内に喫煙室を設置する場合の要件を次のとおりとすることとした。（第3条関係）

ア 建物内の他の区域と区画すること。

イ 室内の空気を建物外へ排出できる装置を備え、たばこの煙が建物内の他の区域に流入しない構造であること。

ウ 客席及び入場者が利用する通路等から極力離れた位置にあること。

- (2) 衛生措置の基準のうち、喫煙に係る要件を次のとおりとすることとした。（第4条関係）

ア 場内の建物内で喫煙させないこと。ただし、(1)の要件を備える喫煙室内で喫煙させる場合は、この限りでないこと。

イ 場内の建物外で喫煙させる場合は、喫煙可能な区域を定めるよう努めること。

ウ 次の事項を入場者の見やすい場所に表示すること。

(ア) 喫煙室又は喫煙可能な区域以外の場所における喫煙の禁止

(イ) 喫煙室又は喫煙可能な区域の場所

- (3) この条例の施行の際現に興行場の営業の許可を受けている者及び現に当該許可の申請をしている者に係る構造設備及び衛生措置の基準については、この条例の施行の日から起算して1年を経過する日までの間、なお従前の例によることとした。

2 施行期日

平成28年4月1日から施行することとした。

◇知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第26号）

1 条例の概要

- (1) 農地法に基づく事務のうち、2ヘクタールを超え、4ヘクタールを超えない農地の転用の許可に関する事務を飯南町、川本町、美郷町、邑南町、海士町、西ノ島町、知夫村及び隠岐の島町に権限移譲することとした。（第2条

の表第31号関係)

- (2) 農地法に基づく事務のうち、次に掲げる事務を松江市、浜田市、出雲市、江津市、飯南町、川本町、美郷町、邑南町、海士町、西ノ島町、知夫村及び隠岐の島町に権限移譲することとした。(第2条の表第31号関係)

ア 違反転用に対する措置の要請の受理

イ 国又は都道府県等が農地の転用を行う場合における協議に係る農業委員会への意見の聴取

ウ 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の規定による経過措置に係る農業委員会ネットワーク機構への意見の聴取

- (3) 農業協同組合法に基づく事務のうち、次に掲げる事務を出雲市及び飯南町に権限移譲することとした。(第2条の表第38号関係)

ア 休眠農事組合法人に係る官報による公告及び休眠農事組合法人が事業を廃止していない旨の届出の受理

イ アの官報による公告をした旨の休眠農事組合法人への通知

ウ 農事組合法人が継続した旨の届出の受理

- (4) 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う規定の整理

2 施行期日

平成28年4月1日から施行することとした。

◇島根県家畜保健衛生所条例の一部を改正する条例(条例第27号)

1 条例の概要

江津家畜保健衛生所の名称及び位置の改正(別表第1関係)

	改正前	改正後
名称	江津家畜保健衛生所	川本家畜保健衛生所
位置	江津市	邑智郡川本町

2 施行期日

平成28年7月4日から施行することとした。

◇島根県畜産技術センター分析等手数料条例の一部を改正する条例(条例第28号)

1 条例の概要

牛の遺伝子型の検査に係る手数料の新設(第1条・別表4の表関係)

区 分	金 額
遺伝性疾患の保因判定	1件につき 2,110円

2 施行期日

平成28年4月1日から施行することとした。

◇島根県発電用施設周辺地域企業立地等促進資金貸付基金条例を廃止する条例(条例第29号)

1 条例の概要

国の交付金による企業立地資金貸付事業を企業立地に対する補助事業に変更することに伴い、基金に属する現金を全額繰り出し、他の既存の基金に積み立てることから、島根県発電用施設周辺地域企業立地等促進資金貸付基金条例を廃止することとした。

2 施行期日

平成28年5月7日から施行することとした。

◇島根県港湾施設条例の一部を改正する条例（条例第30号）

1 条例の概要

計量器の使用料の新設（別表第2関係）

(1) 使用料の額

計量1回につき322円

(2) (1)に消費税額（地方消費税額を含む。）を含めた使用料の額

計量1回につき347円

2 施行期日

規則で定める日から施行することとした。

◇島根県営住宅条例の一部を改正する条例（条例第31号）

1 条例の概要

県営住宅の設置を定めた別表から次の団地を削除することとした。（別表関係）

団地の名称	所在地
新由良団地	隠岐郡西ノ島町

2 施行期日

平成28年4月1日から施行することとした。

◇島根県建築審査会条例の一部を改正する条例（条例第32号）

1 条例の概要

委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とすることとした。（第2条の2関係）

2 施行期日

平成28年4月1日から施行することとした。

◇島根県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（条例第33号）

1 条例の概要

県立中央病院の経営の基本に関する事項の改正（別表関係）

(1) 一般病床を633床から588床とすることとした。

(2) 診療科目に病理診断科を追加することとした。

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇県立学校の職員定数条例及び市町村立学校の教職員定数条例の一部を改正する条例（条例第34号）

1 条例の概要

高等学校の教育職員等の定数の改正

区 分		改正前	改正後	増 減
高等学校	教育職員	1,611人	1,584人	△27人
	事務職員、技術職員その他の職員	189人	187人	△2人
特別支援学校	教育職員	968人	962人	△6人
	事務職員、技術職員その他の職員	80人	80人	—
小学校及び中学校	教育職員	5,062人	5,071人	9人
	事務職員及び技術職員	351人	350人	△1人

2 施行期日

平成28年4月1日から施行することとした。

◇島根県立青少年社会教育施設条例の一部を改正する条例（条例第35号）

1 条例の概要

島根県立青少年の家及び島根県立少年自然の家について、宿泊使用以外の場合に体育館の2分の1を使用するときの使用料の額は、別表の規定により算出した額の5割に相当する額とすることとした。（別表関係）

2 施行期日

平成28年4月1日から施行することとした。

◇島根県地方警察職員定員条例の一部を改正する条例（条例第36号）

1 条例の概要

警察官の定員の改正（第2条関係）

区 分	改正前	改正後	増 減
警視	73人	73人	—
警部	148人	148人	—
警部補及び巡査部長	840人	844人	4人
巡査	440人	442人	2人
計	1,501人	1,507人	6人

2 施行期日

平成28年4月1日から施行することとした。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 28 年 3 月 25 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 1 号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成27年島根県条例第51号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「事務は、」の次に「別表第 1 の左欄に掲げる県の執行機関が行う同表の右欄に掲げる事務及び」を加え、同条第 2 項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 別表第 2 の左欄に掲げる県の執行機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

第 4 条に次の 1 項を加える。

4 第 2 項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

附則の次に別表として次の 2 表を加える。

別表第 1（第 4 条関係）

執行機関	事 務
1 知事	高等学校等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第 2 条に規定する高等学校等をいう。以下同じ。）を退学し、再び私立の高等学校等に

	入学した者等に対する就学支援金（同法第 3 条第 1 項に規定する就学支援金をいう。以下同じ。）に相当する額の支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
2 知事	私立の高等学校等の生徒又は学生の保護者等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律第 3 条第 2 項第 3 号に規定する保護者等をいう。以下同じ。）に対する奨学のための給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
3 教育委員会	島根県立高等学校等条例（昭和 39 年島根県条例第 27 号）による授業料の減免に関する事務であって規則で定めるもの
4 教育委員会	高等学校等を退学し、再び公立の高等学校等に入学した者に対する就学支援金に相当する額の支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
5 教育委員会	県立高等学校の単位制による課程の生徒に対する就学支援金に相当する額の支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
6 教育委員会	国立又は公立の高等学校等の生徒又は学生の保護者等に対する奨学のための給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
7 教育委員会	高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の定時制課程又は通信制課程に在学する勤労青少年に対する修学資金の貸与に関する事務であって規則で定めるもの
8 教育委員会	特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務（特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和 29 年法律第 144 号）によるものを除く。）であって規則で定めるもの

別表第 2 (第 4 条関係)

執行機関	事 務	特定個人情報
1 知事	高等学校等を退学し、再び私立の高等学校等に入学した者等に対する就学支援金に相当する額の支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する情報（以下「就学支援金関係情報」という。）であって規則で定めるもの
2 知事	私立の高等学校等の生徒又は学生の保護者等に対する奨学のための給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	就学支援金関係情報であって規則で定めるもの
3 教育委員会	島根県立高等学校等条例による授業料の減免に関する事務であって規則で定めるもの	就学支援金関係情報であって規則で定めるもの
4 教育委員会	高等学校等を退学し、再び公立の高等学校等に入学した者に対する就学支援金に相当する額の支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	就学支援金関係情報であって規則で定めるもの
5 教育委員会	県立高等学校の単位制による課程の生徒に対する就学支援金に相当する額の支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	就学支援金関係情報であって規則で定めるもの

6 教育委員会	国立又は公立の高等学校等の生徒又は学生の保護者等に対する奨学のための給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	就学支援金関係情報であって規則で定めるもの
7 教育委員会	高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の定時制課程又は通信制課程に在学する勤労青少年に対する修学資金の貸与に関する事務であって規則で定めるもの	就学支援金関係情報であって規則で定めるもの
8 教育委員会	特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務（特別支援学校への就学奨励に関する法律によるものを除く。）であって規則で定めるもの	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する情報であって規則で定めるもの

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第5号の政令で定める日から施行する。

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係
条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成 28 年 3 月 25 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 2 号

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う
関係条例の整備に関する条例

(職員の旅費に関する条例の一部改正)

第 1 条 職員の旅費に関する条例(昭和 27 年島根県条例第 11 号)の一部を次のよ
うに改正する。

第 1 条第 1 項中「第 24 条第 6 項」を「第 24 条第 5 項」に改める。

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第 2 条 職員の給与に関する条例(昭和 26 年島根県条例第 1 号)の一部を次のよ
うに改正する。

第 1 条の見出し中「及び効力」を削り、同条第 1 項中「第 24 条第 6 項」を
「第 24 条第 5 項」に改め、同条第 2 項を削る。

第 3 条第 4 項中「級別標準職務表を基準として、」を「級別基準職務表に定
めるとおりとし、同表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の
職務で」に改め、「で定める」の次に「ものは、それぞれの職務の級に分類さ
れるものとする」を加える。

別表第 6 中「行政職給料表級別標準職務表」を「行政職給料表級別基準職務
表」に、

標 準 職 務

を

基 準 職 務

に改め、同

表 1 級の項中「若しくは」を「又は」に改め、「又はこれらに相当する職務」
を削り、同表 2 級の項中「若しくは」を「又は」に改め、「又はこれらに相当
する職務」を削り、同表 3 級の項から 9 級の項までの規定中「又はこれに相当
する職務」を削る。

別表第 7 中「公安職給料表級別標準職務表」を「公安職給料表級別基準職務

表」に、標 準 職 務 を

基 準 職 務 に改め、同

表 1 級の項中「又はこれに相当する職務」を削り、同表 2 級の項中「若しくは」を「又は」に改め、「又はこれに相当する職務」を削り、同表 3 級の項から 9 級の項までの規定中「又はこれに相当する職務」を削る。

別表第 8 を次のように改める。

別表第 8（第 3 条関係）

海事職給料表級別基準職務表

職務の級	基 準 職 務
1 級	中型船舶（1 種）（人事委員会規則で定める船舶をいう。以下同じ。）の甲板員の職務
2 級	中型船舶（1 種）の二等航海士若しくは甲板長又は困難な業務を処理する甲板員の職務
3 級	中型船舶（1 種）の一等航海士又は困難な業務を処理する二等航海士若しくは甲板長の職務
4 級	中型船舶（1 種）の船長若しくは機関長又は困難な業務を処理する一等航海士の職務
5 級	中型船舶（1 種）の困難な業務を処理する船長又は機関長の職務

別表第 9 中「研究職給料表級別標準職務表」を「研究職給料表級別基準職務表」に、標 準 職 務 を

基 準 職 務 に改め、同

表 1 級の項中「若しくは」を「又は」に改め、「又はこれらに相当する職務」

を削り、同表 2 級の項中「若しくは高度の」を「又は高度の」に改め、「又はこれらに相当する職務」を削り、同表 3 級の項から 5 級の項までの規定中「又はこれに相当する職務」を削る。

別表第 10 中「医療職給料表(1)級別標準職務表」を「医療職給料表(1)級別基準職務表」に、

「標準職務」を

「基準職務」に改め、同

表 2 級の項から 4 級の項までの規定中「又はこれに相当する職務」を削る。

別表第 11 中「医療職給料表(2)級別標準職務表」を「医療職給料表(2)級別基準職務表」に、

「標準職務」を

「基準職務」に改め、同

表 1 級の項中「若しくは」を「又は」に改め、「又はこれらに相当する職務」を削り、同表 2 級の項中「若しくは」を「又は」に改め、「又はこれらに相当する職務」を削り、同表 3 級の項中「又はこれに相当する職務」を削り、同表 4 級の項中「若しくは」を「又は」に改め、「又はこれに相当する職務」を削り、同表 5 級の項から 7 級の項までの規定中「又はこれに相当する職務」を削る。

別表第 12 中「医療職給料表(3)級別標準職務表」を「医療職給料表(3)級別基準職務表」に、

「標準職務」を

「基準職務」に改め、同

表 2 級の項中「若しくは」を「又は」に改め、「又はこれらに相当する職務」を削り、同表 3 級の項中「職務若しくは」を「職務又は」に改め、「又はこれらに相当する職務」を削り、同表 4 級の項から 7 級の項までの規定中「又はこれに相当する職務」を削る。

別表第 13 中「高等学校等教育職給料表級別標準職務表」を「高等学校等教育職給料表級別基準職務表」に、

「標準職務」を

「基準職務」に改める。

別表第 14 中「中学校及び小学校教育職給料表級別標準職務表」を「中学校及び小学校教育職給料表級別基準職務表」に、

「標準職務」を

「基準職務」に改める。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第 3 条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和 63 年島根県条例第 4 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 3 号中「条件附採用」を「条件付採用」に改める。

(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第 4 条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成 13 年島根県条例第 52 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 3 号中「条件附採用」を「条件付採用」に改める。

(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第 5 条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成 15 年島根県条例第 7 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第24条第 6 項」を「第24条第 5 項」に改める。

第 5 条第 3 項中「が従事する研究業務に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定する」を「の知識経験等の度、その者が従事する研究業務の困難及び重要な度等に応じて、次の号給別基準職務表に定める号給に決定するものとする。この場合において、2 号給以上の号給に決定するときは、あらかじめ人事委員会の承認を得なければならない」に改め、同項に次の 2 表を加える。

(1) 第 1 号任期付研究員給料表号給別基準職務表

号給	基 準 職 務
1	高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき困難な研究を独立して行う研究員の職務
2	高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき特に困難な研究を独立して行う研究員の職務
3	特に高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき特に困難な研究を独立して行う研究員の職務又はその知識経験等に基づき研究について相当の範囲にわたり調整、指導等を行う職務
4	特に高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき特に困難な研究で重要なものを独立して行う研究員の職務又はその知識経験等に基づき重要な研究について相当の範囲にわたり調整、指導等を行う職務
	極めて高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者が

5	その知識経験等に基づき特に困難な研究で重要なものを独立して行う研究員の職務又はその知識経験等に基づき重要な研究について広範囲にわたり統括、調整等を行う職務
6	極めて高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において極めて優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき特に困難な研究で特に重要なものを独立して行う研究員の職務又はその知識経験等に基づき特に重要な研究について広範囲にわたり統括、調整等を行う職務

(2) 第 2 号任期付研究員給料表号給別基準職務表

号給	基 準 職 務
1	博士課程修了直後の者の有する程度の専門的な知識経験を有する者が当該知識経験に基づき研究を独立して行う研究員の職務
2	博士課程修了後、特別研究員制度（特別の法律により設立された法人等によって運営され、主として博士課程を修了した優れた研究者に国立試験研究機関等において研究する機会を提供することを内容とする制度をいう。）等により数年にわたり研究に従事したことがある者の有する程度の専門的な知識経験を有する者が当該知識経験に基づき研究を独立して行う研究員の職務
3	博士課程修了後、相当の期間にわたり研究に従事したことがある者の有する程度の専門的な知識経験を有する者が当該知識経験に基づき困難な研究を独立して行う研究員の職務

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第 6 条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年島根県条例第 8

号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第24条第 6 項」を「第24条第 5 項」に改める。

第 7 条第 2 項中「特定任期付職員が従事する業務に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定する」を「その者の専門的な知識経験又は識見の度並びにその者が従事する業務の困難及び重要な度等に応じて、次の号給別基準職務表に定める号給に決定するものとする。この場合において、2号給以上の号給に決定するときは、あらかじめ人事委員会の承認を得なければならない」に改め、同項に次の表を加える。

号給	基 準 職 務
1	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して業務に従事する職務
2	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して困難な業務に従事する職務
3	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する職務
4	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する職務
5	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する職務
6	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する職務
7	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で特に重要なものに従事する職務

(島根県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第 7 条 島根県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例 (平成16年島根県条

例第74号)の一部を次のように改正する。

第2条中第9号を第11号とし、第8号を第10号とし、同条第7号中「及び勤務成績の評定」を削り、同号を同条第9号とし、同条中第6号を第7号とし、同号の次に次の1号を加える。

(8) 職員の退職管理の状況

第2条中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 職員の人事評価の状況

(職員の勤務時間に関する条例の一部改正)

第8条 職員の勤務時間に関する条例(昭和27年島根県条例第9号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

(職員の休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第9条 職員の休日及び休暇に関する条例(昭和27年島根県条例第10号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

(県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部改正)

第10条 県立学校の教育職員の給与に関する条例(昭和29年島根県条例第6号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

第4条第2項中「高等学校等教育職給料表級別職務分類基準表(別表第2)を基準として、」を「高等学校等教育職給料表級別基準職務表(別表第2)に定めるとおりとし、同表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務で」に改め、「で定める」の次に「ものは、それぞれの職務の級に分類されるものとする」を加える。

別表第2中「高等学校等教育職給料表級別職務分類基準表」を「高等学校等教育職給料表級別基準職務表」に改め、同表第2号中「、若しくはこれに相当する職」を削る。

(市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部改正)

第11条 市町村立学校の教職員の給与等に関する条例（昭和29年島根県条例第7号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「これを」を「、これを」に、「とする」を「という」に、「級別職務分類基準表を基準として、」を「級別基準職務表に定めるとおりとし、同表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務で」に改め、「で定める」の次に「ものは、それぞれの職務の級に分類されるものとする」を加える。

別表第2中「中学校及び小学校教育職給料表級別職務分類基準表」を「中学校及び小学校教育職給料表級別基準職務表」に改め、同表第2号中「若しくはこれに相当する職」を削る。

別表第3中「医療職給料表(2)級別職務分類基準表」を「医療職給料表(2)級別基準職務表」に改める。

別表第4中「行政職給料表級別職務分類基準表」を「行政職給料表級別基準職務表」に改める。

(教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正)

第12条 教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年島根県条例第42号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

(県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第13条 県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する条例（昭和31年島根県条例第36号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成 28 年 3 月 25 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 3 号

行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(島根県情報公開条例の一部改正)

第 1 条 島根県情報公開条例(平成12年島根県条例第52号)の一部を次のように改正する。

目次中「不服申立て等」を「審査請求等」に改める。

第 3 章の章名を次のように改める。

第 3 章 審査請求等

第19条の見出し中「異議申立て」を「審査請求」に改め、同条中「行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定に基づく異議申立て」を「審査請求」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第19条の 2 公開決定等又は公開請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第 9 条第 1 項本文の規定は、適用しない。

第20条第 1 項各号列記以外の部分中「公開決定等」の次に「又は公開請求に係る不作為」を加え、「行政不服審査法の規定に基づく不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立てに」を「審査請求に」に改め、「又は決定」を削り、同項第 1 号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同項第 2 号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は決定」を削り、同条第 2 項第 1 号及び第 2 号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同項第 3 号中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第21条の見出しを「(審査請求に対する裁決)」に改め、同条第 1 項中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は決定」を削り、同条第 2 項中「裁決又は決定を」を「裁決を」に改め、同項第 1 号中「不服申立て」を「審査請

求」に改め、「又は決定」を削り、同条第 2 号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は決定」を削る。

第24条第 1 項及び第 3 項中「公開決定等」を「公開決定等又は公開請求に係る不作為」に改め、同条第 4 項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第25条第 1 項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、同条第 2 項中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第26条及び第27条中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第28条の見出し中「閲覧」を「写しの送付等」に改め、同条第 2 項中「前項」を「第 2 項」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 1 項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、「資料の閲覧」の次に「（電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）」を加え、同項を同条第 2 項とし、同項の次に次の 1 項を加える。

3 審査会は、第 1 項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

第28条に第 1 項として次の 1 項を加える。

審査会は、第24条第 4 項又は第26条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

第30条中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第30条の 2 中「公開決定等」とあるのは「利用決定等」を「公開決定等又は公開請求に係る不作為」とあるのは「利用決定等又は利用請求に係る不作為」

に改め、「の利用決定等」の次に「又は利用請求に係る不作為」を加え、「同条第 4 項中「不服申立て」とあるのは「異議申立て」と、「不服申立人」とあるのは「異議申立人」と、同項及び第 25 条から第 28 条までの規定中「不服申立人等」とあるのは「異議申立人等」と、第 25 条第 2 項及び第 30 条中「不服申立人」とあるのは「異議申立人」と」を削る。

(島根県個人情報保護条例の一部改正)

第 2 条 島根県個人情報保護条例（平成 14 年島根県条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

目次中「不服申立て等」を「審査請求等」に改める。

第 3 章第 4 節の節名を次のように改める。

第 4 節 審査請求等

第 33 条の 2 の見出し中「異議申立て」を「審査請求」に改め、同条中「行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）の規定に基づく異議申立て」を「審査請求」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第 33 条の 3 開示決定等、訂正等の決定、利用停止決定等又は開示請求、訂正等の請求若しくは利用停止の請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 9 条第 1 項本文の規定は、適用しない。

第 34 条第 1 項各号列記以外の部分中「利用停止決定等」の次に「又は開示請求、訂正等の請求若しくは利用停止の請求に係る不作為」を加え、「行政不服審査法の規定に基づく不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立てに」を「審査請求に」に改め、「又は決定」を削り、同項第 1 号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同項第 2 号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は決定」を削り、同項第 3 号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は決定」を削り、同項第 4 号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は決定」を削り、同条第 2 項第 1 号及び第 2 号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同項第 3 号中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立

人」を「審査請求人」に改める。

第35条の見出しを「（審査請求に対する裁決）」に改め、同条第1項中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は決定」を削り、同条第2項中「該当する裁決又は決定」を「該当する裁決」に改め、同項第1号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は決定」を削り、同項第2号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は決定」を削る。

第38条第1項及び第3項中「又は利用停止決定等」を「、利用停止決定等又は開示請求、訂正等の請求若しくは利用停止の請求に係る不作為」に改め、同条第4項中「不服申立て」を「審査請求」に、「、不服申立人」を「、審査請求人」に、「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第39条第1項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、同条第2項中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第40条及び第41条中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第42条の見出し中「閲覧」を「写しの送付等」に改め、同条第2項中「前項」を「第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、「資料の閲覧」の次に「（電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）」を加え、同項を同条第2項とし、同項の次に次の1項を加える。

3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

第42条に第1項として次の1項を加える。

審査会は、第38条第4項又は第40条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があると

きは、この限りでない。

第44条中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

(島根県公文書等の管理に関する条例の一部改正)

第 3 条 島根県公文書等の管理に関する条例（平成23年島根県条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第22条の次に次の 1 条を加える。

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第22条の 2 利用決定等又は利用請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第 9 条第 1 項本文の規定は、適用しない。

第23条の見出し中「異議申立て」を「審査請求」に改め、同条第 1 項中「利用決定等について行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定に基づく異議申立て」を「利用決定等又は利用請求に係る不作為について審査請求」に改め、同項第 1 号中「異議申立て」を「審査請求」に改め、同項第 2 号中「異議申立て」を「審査請求」に、「決定に」を「裁決に」に改め、同条第 2 項第 1 号及び第 2 号中「異議申立人」を「審査請求人」に改め、同項第 3 号中「異議申立て」を「審査請求」に、「異議申立人」を「審査請求人」に改める。

第24条の見出しを「（審査請求に対する裁決）」に改め、同条第 1 項中「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改め、同条第 2 項中「決定を」を「裁決を」に改め、同項第 1 号中「異議申立て」を「審査請求」に、「棄却する決定」を「棄却する裁決」に改め、同項第 2 号中「異議申立て」を「審査請求」に、「の決定」を「の裁決」に改める。

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第 4 条 職員の給与に関する条例（昭和26年島根県条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第15条の 7 第 2 項中「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条又は第45条」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第 1 項本文」に改める。

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第 5 条 職員の退職手当に関する条例（昭和29年島根県条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第10条の 2 第 4 項中「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条第 1 項又は第45条」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第 1 項本文」に改める。

(島根県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第 6 条 島根県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成16年島根県条例第74号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 4 号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

(島根県行政手続条例の一部改正)

第 7 条 島根県行政手続条例（平成 7 年島根県条例第24号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第12号中「、異議申立て」及び「、決定」を削る。

(島根県県税条例の一部改正)

第 8 条 島根県県税条例（昭和51年島根県条例第10号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

(県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部改正)

第 9 条 県立学校の教育職員の給与に関する条例（昭和29年島根県条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第24条の 3 第 2 項中「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条又は第45条」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第 1 項本文」に改める。

(島根県建築審査会条例の一部改正)

第10条 島根県建築審査会条例（昭和25年島根県条例第45号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 項第 3 号中「第94条第 1 項」を「第94条第 1 項前段」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成**28**年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 行政不服審査法（平成**26**年法律第**68**号）附則第 3 条の規定によりなお従前の例によるものとされた行政庁の処分又は不作為についての不服申立てについては、なお従前の例による。

島根県産業技術センター条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 28 年 3 月 25 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 4 号

島根県産業技術センター条例等の一部を改正する条例

(島根県産業技術センター条例の一部改正)

第 1 条 島根県産業技術センター条例（平成13年島根県条例第49号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 4 項を次のように改める。

4 前 2 項の規定にかかわらず、第 1 項の規定により使用料等を納付すべき者が次の各号のいずれにも該当しないときは、その使用料等の額は、前 2 項に定める額の 2 倍に相当する額とする。

(1) 島根県、鳥取県、岡山県、広島県又は山口県内に住所を有する者であるとき。

(2) 島根県内に事務所又は事業所を有する者であるとき。

(島根県農業技術センター分析等手数料条例の一部改正)

第 2 条 島根県農業技術センター分析等手数料条例（昭和26年島根県条例第67号）の一部を次のように改正する。

第 2 条を次のように改める。

(手数料の額)

第 2 条 手数料の額は、別表のとおりとする。ただし、前条の規定により手数料を納付すべき者が次の各号のいずれにも該当しないときは、その手数料の額は、同表に定める額の 2 倍に相当する額とする。

(1) 島根県、鳥取県、岡山県、広島県又は山口県内に住所を有する者であるとき。

(2) 島根県内に事務所又は事業所を有する者であるとき。

(島根県畜産技術センター分析等手数料条例の一部改正)

第 3 条 島根県畜産技術センター分析等手数料条例（平成17年島根県条例第84号）の一部を次のように改正する。

第 2 条を次のように改める。

(手数料の額)

第 2 条 手数料の額は、別表のとおりとする。ただし、前条の規定により手数料を納付すべき者が次の各号のいずれにも該当しないときは、その手数料の額は、同表に定める額の 2 倍に相当する額とする。

- (1) 島根県、鳥取県、岡山県、広島県又は山口県内に住所を有する者であるとき。
- (2) 島根県内に事務所又は事業所を有する者であるとき。

附 則

この条例は、平成**28**年 4 月 1 日から施行する。

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成 28 年 3 月 25 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 5 号

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(島根県暴力団排除条例の一部改正)

第 1 条 島根県暴力団排除条例(平成22年島根県条例第49号)の一部を次のように改正する。

第12条第 1 項中「中学校」の次に「、義務教育学校(後期課程に限る。)」を加える。

(島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 2 条 島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年島根県条例第18号)の一部を次のように改正する。

第53条第 2 項第 5 号、第59条第 9 号及び第103条第 8 号中「中学校」を「中学校、義務教育学校」に改める。

(島根県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第 3 条 島根県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年島根県条例第81号)の一部を次のように改正する。

第52条第 2 項中「小学校」の次に「(義務教育学校の前期課程を含む。)」を加える。

(島根県立武道施設条例の一部改正)

第 4 条 島根県立武道施設条例(昭和45年島根県条例第10号)の一部を次のように改正する。

別表の 1 の(2)の表中「及び小学校の児童」を「並びに小学校の児童及びこれに準ずる者」に改める。

(島根県立体育施設条例の一部改正)

第 5 条 島根県立体育施設条例（昭和52年島根県条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 1 の表中「児童（以下「小学校低学年の児童」を「児童若しくはこれに準ずる者（以下「小学校低学年の児童等」に、「小学校低学年の児童の」を「小学校低学年の児童等の」に、「及び小学校の児童」を「並びに小学校の児童及びこれに準ずる者」に改める。

別表第 2 の 1 の表中「及び小学校の児童」を「並びに小学校の児童及びこれに準ずる者」に改める。

（島根県立青少年社会教育施設条例の一部改正）

第 6 条 島根県立青少年社会教育施設条例（平成 3 年島根県条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項中「次に掲げる者」を「高等学校及び中学校の生徒、小学校の児童並びにこれらに準ずる者並びに未就学児」に改め、同項各号を削る。

（島根県立高等技術校条例の一部改正）

第 7 条 島根県立高等技術校条例（昭和44年島根県条例第51号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項第 1 号中「中学校を卒業した者」の次に「、同法による義務教育学校を卒業した者」を加える。

附 則

この条例は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

島根県吏員恩給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 28 年 3 月 25 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 6 号

島根県吏員恩給条例の一部を改正する条例

島根県吏員恩給条例（昭和**23**年島根県条例第**81**号）の一部を次のように改正する。

第**32**条の 2 ただし書中「ただし、刑の」の次に「全部の」を加え、「言い渡し」を「言渡し」に、「これを停止しない」を「これを停止せず、刑の一部の執行猶予の言渡しを受けたときはその刑のうち執行が猶予されなかった部分の期間の執行を終り又は執行を受けることがなくなった月の翌月以降はこれを停止しない」に改め、同条後段中「その言い渡しを」を「これらの言渡しを猶予の期間中に」に改める。

第**41**条第 1 項ただし書中「ただし、刑の」の次に「全部の」を加え、「停止しない」を「停止せず、刑の一部の執行猶予の言渡しを受けたときはその刑のうち執行が猶予されなかった部分の期間の執行を終り又は執行を受けることがなくなった月の翌月以降はこれを停止しない」に改め、同項後段中「その言渡しを取消された」を「これらの言渡しを猶予の期間中に取り消された」に改める。

附 則

この条例は、刑法等の一部を改正する法律（平成**25**年法律第**49**号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 28 年 3 月 25 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 7 号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和26年島根県条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条の 3 第 1 項第 1 号中「412,200円」を「413,300円」に改め、同項第 2 号中「50,300円」を「50,500円」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成27年 4 月 1 日から適用する。

（給与の内払）

- 2 この条例による改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて、平成27年 4 月 1 日以後分として支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 28 年 3 月 25 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 8 号

知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事等の給与の特例に関する条例（平成15年島根県条例第14号）の一部を次のように改正する。

第 1 条及び第 3 条中「平成28年 3 月31日」を「平成29年 3 月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

職員の管理職手当の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 28 年 3 月 25 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 9 号

職員の管理職手当の特例に関する条例の一部を改正する条例

職員の管理職手当の特例に関する条例（平成24年島根県条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「平成28年 3 月31日」を「平成29年 3 月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 28 年 3 月 25 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 10 号

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年島根県条例第52号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中第27号を第29号とし、第10号から第26号までを 2 号ずつ繰り下げ、第 9 号を第10号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

- (1) 一般社団法人しまね縁結びサポートセンター

第 2 条第 1 項中第 8 号を第 9 号とし、第 3 号から第 7 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

- (3) 一般財団法人地域活性化センター

附 則

この条例は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

職員の退職管理に関する条例をここに公布する。

平成 28 年 3 月 25 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 11 号

職員の退職管理に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第38条の2第8項及び第38条の6第2項の規定に基づき、職員の退職管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(再就職者による依頼等の規制)

第 2 条 法第38条の2第1項、第4項及び第5項の規定によるもののほか、再就職者（同条第1項に規定する再就職者をいう。）のうち、国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第21条第1項に規定する部長又は課長の職に相当する職として人事委員会規則で定めるものに離職した日の5年前の日より前に就いていた者は、当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等（法第38条の2第1項に規定する地方公共団体の執行機関の組織等をいう。）の役職員（同項に規定する役職員をいう。）又はこれに類する者として人事委員会規則で定めるものに対し、契約等事務（同項に規定する契約等事務をいう。）であって離職した日の5年前の日より前の職務（当該職に就いていたときの職務に限る。）に属するものに関し、離職後2年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

(任命権者への届出)

第 3 条 管理又は監督の地位にある職員の職として人事委員会規則で定めるものに就いている職員であった者（退職手当通算予定職員（法第38条の2第3項に規定する退職手当通算予定職員をいう。）であった者であって引き続いて退職手当通算法人（同条第2項に規定する退職手当通算法人をいう。）の地位に就いている者及び公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第2項に規定する退職派遣者を除く。）は、離職後2年間、営利企業（法第38条第1項に規定する営利企業をいう。以下同

じ。)以外の法人その他の団体の地位に就いた場合(報酬を得る場合に限る。)又は営利企業の地位に就いた場合は、日々雇い入れられる者となった場合その他人事委員会規則で定める場合を除き、人事委員会規則で定めるところにより、速やかに、離職した職又はこれに相当する職の任命権者に人事委員会規則で定める事項を届け出なければならない。

附 則

この条例は、平成**28**年 4 月 1 日から施行する。

行政不服審査法施行条例をここに公布する。

平成 28 年 3 月 25 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 12 号

行政不服審査法施行条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(島根県行政不服審査会の設置)

第 2 条 法第81条第 1 項の規定に基づく機関として、島根県行政不服審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(組織)

第 3 条 審査会は、委員 5 人以内で組織する。

(委員)

第 4 条 委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 知事は、委員が心身の故障のために職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合には、その委員を罷免することができる。

5 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

(会長)

第 5 条 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名す

る委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審査会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、会長及び2名以上の委員の出席がなければ、開くことができない。

4 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会長に事故がある場合又は会長が欠けた場合の第3項の規定の適用については、前条第3項の規定により会長の職務を代理する委員は、会長とみなす。

(専門委員)

第7条 審査会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関して学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(守秘義務)

第8条 委員若しくは委員であった者又は専門委員若しくは専門委員であった者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(庶務)

第9条 審査会の庶務は、総務部において処理する。

(会長への委任)

第10条 第2条から前条までに定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

(手数料の納付)

第11条 法第38条第1項（法第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合及び他の法令において準用する場合を含む。）の規定による交付を受ける者は、別表に定める額の手数料を納めなければならない。

(手数料の減免)

第12条 審理員は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、前条の手数料を減額し、又は免除することができる。

- 2 審査庁が法第9条第1項第3号に掲げる機関である場合若しくは同項ただし書の特別の定めがある場合又は他の法令において準用する場合であって同項の規定による審理員の指名を要しない場合における前項の規定の適用については、同項中「審理員」とあるのは、「審査庁」とする。

(準用)

第13条 前2条の規定は、再審査請求について準用する。この場合において、第11条中「第38条第1項（法第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合及び）」とあるのは「第66条第1項において読み替えて準用する法第38条第1項（）」と、前条第2項中「審査庁」とあるのは「再審査庁」と、「若しくは同項ただし書の特別の定めがある場合又は」とあるのは「又は」と、「同項の」とあるのは「法第66条第1項において読み替えて準用する法第9条第1項の」と読み替えるものとする。

- 2 第11条及び前条第1項の規定は、法第81条第3項において準用する法第78条第1項の規定による交付について準用する。この場合において、第11条中「第38条第1項（法第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合及び他の法令において準用する場合を含む。）」とあるのは「第81条第3項において準用する法第78条第1項」と、「受ける者」とあるのは「受ける審査請求人又は参加人」と、前条第1項中「審理員」とあるのは「審査会」と読み替えるものとする。

(手数料の不還付)

第14条 既に納めた手数料は、還付しない。ただし、知事が正当な理由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第16条 第8条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第17条 詐欺その他不正の行為により手数料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料を科する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（会議の招集に関する経過措置）

2 この条例の施行の日以後最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、知事が招集するものとする。

（警察に関する手数料条例の一部改正）

3 警察に関する手数料条例（平成12年島根県条例第39号）の一部を次のように改正する。

第1条に次のただし書を加える。

ただし、行政不服審査法施行条例（平成28年島根県条例第12号）の定めるものについては、この限りでない。

別表（第11条関係）

交付の方法	種 別	手数料の額
1 書面等を複写機により用紙に 複写したものの交付	(1) 白黒	用紙1枚につき 10円
	(2) カラー	用紙1枚につき 50円
2 電磁的記録に記録された事項 を用紙に出力したものの交付	(1) 白黒	用紙1枚につき 10円
	(2) カラー	用紙1枚につき 50円

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列3番又はA列4番とする。
- 2 両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を1枚として手数料の額を算定する。

島根県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 28 年 3 月 25 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 13 号

島根県手数料条例の一部を改正する条例

島根県手数料条例（平成12年島根県条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

別表21の項及び22の項を次のように改める。

21及び22 削 除		
---------------	--	--

別表33の項を次のように改める。

33 農産物検査法関係手数料	(1) 農産物検査法（昭和26年法律第144号。以下この項において「法」という。）第17条第1項の規定に基づく登録検査機関の登録を受けようとする者	150,000円
	(2) 法第18条第1項の規定に基づく登録検査機関の登録の更新を受けようとする者	10,100円
	(3) 法第19条第1項の規定に基づく登録検査機関の変更登録を受けようとする者	
	ア 法第17条第4項第3号の農産物の種類の増加に係るもの	30,000円
	イ 法第17条第4項第4号の登録の区分の増加に係るもの	150,000円

別表54の項第4号中「第3条第1号」を「第2条第1号」に改め、同項第5号中「第3条第2号」を「第2条第2号」に改める。

別表64の2の項第1号中「この号及び第3号」を「この項」に改め、同号ア及びイ中「住宅が」を「住宅が新築しようとする」に改め、同号に次のように加え

る。

ウ 計画の認定を受けようとする住宅が増築し、又は改築しようとする一戸建ての住宅の場合	67,000円（適合証の提出がある場合にあっては、9,000円）
エ 計画の認定を受けようとする住宅が増築し、又は改築しようとする共同住宅等の場合	
(ア) 床面積の合計が500平方メートル以内のもの	157,000円 （適合証の提出がある場合にあっては、18,000円）を認定申請数で除して得た額
(イ) 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	247,000円 （適合証の提出がある場合にあっては、31,000円）を認定申請数で除して得た額
(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	488,000円 （適合証の提出がある場合にあっては、

	45,000円) を 認定申請数で 除して得た額
(ロ) 床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	873,000円 (適合証の提出がある場合にあっては、 84,000円) を 認定申請数で 除して得た額
(ハ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1,500,000円 (適合証の提出がある場合にあっては、 144,000円) を認定申請数 で除して得た 額
(ニ) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの	2,731,000円 (適合証の提出がある場合にあっては、 233,000円) を認定申請数 で除して得た 額
(ホ) 床面積の合計が20,000平方メートル	3,902,000円

ルを超え 30,000 平方メートル以内のもの	(適合証の提出がある場合にあっては、 286,000 円) を認定申請数 で除して得た 額
(ク) 床面積の合計が 30,000 平方メートルを超えるもの	4,781,000 円 (適合証の提出がある場合にあっては、 305,000 円) を認定申請数 で除して得た 額

別表64の2の項第2号ア中「住宅が」の次に「(1)のアの計画の認定を受けた」を加え、同号イ中「住宅が」の次に「(1)のイの計画の認定を受けた」を加え、同号に次のように加える。

ウ 計画の変更の認定を受けようとする 住宅が(1)のウの計画の認定を受けた一 戸建ての住宅の場合	34,000 円 (変 更後の計画に 係る適合証の 提出がある場 合にあって は、 5,000 円)
エ 計画の変更の認定を受けようとする	

住宅が(1)のエの計画の認定を受けた共同住宅等の場合

(ア) 変更に係る床面積の合計が500平方メートル以内のもの **157,000円**

(変更後の計画に係る適合証の提出がある場合にあっては、**18,000円**) を変更認定申請数で除して得た額

(イ) 変更に係る床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの **247,000円**

(変更後の計画に係る適合証の提出がある場合にあっては、**31,000円**) を変更認定申請数で除して得た額

(ウ) 変更に係る床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの **488,000円**

(変更後の計画に係る適合証の提出がある場合にあっては、**45,000円**) を変更認

	定申請数で除 して得た額
(ロ) 変更に係る床面積の合計が 3,000 平方メートルを超え 5,000 平方メー トル以内のもの	873,000 円 (変更後の計 画に係る適合 証の提出があ る場合にあっ ては、 84,000 円) を変更認 定申請数で除 して得た額
(ハ) 変更に係る床面積の合計が 5,000 平方メートルを超え 10,000 平方メー トル以内のもの	1,500,000 円 (変更後の計 画に係る適合 証の提出があ る場合にあっ て は 、 144,000 円) を変更認定申 請数で除して 得た額
(ニ) 変更に係る床面積の合計が 10,000 平方メートルを超え 20,000 平方メー トル以内のもの	2,731,000 円 (変更後の計 画に係る適合 証の提出があ る場合にあっ て は 、

	233,000 円) を変更認定申請数で除して 得た額
(中) 変更に係る床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの	3,902,000 円 (変更後の計画に係る適合証の提出がある場合にあっては、 286,000 円) を変更認定申請数で除して 得た額
(ク) 変更に係る床面積の合計が30,000平方メートルを超えるもの	4,781,000 円 (変更後の計画に係る適合証の提出がある場合にあっては、 305,000 円) を変更認定申請数で除して 得た額

別表64の4の項の次に次の1項を加える。

64の5 建築	(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に
---------	-----------------------

物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料

関する法律（平成27年法律第53号。以下この項において「法」という。）第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画（以下この項において「計画」という。）の認定（以下この号において「計画の認定」という。）を受けようとする者

ア 計画の認定を受けようとする建築物が非住宅建築物（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令第1号。以下この項において「省令」という。）第1条第1項第1号に規定する非住宅建築物をいう。以下この項において同じ。）、共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅で非住宅部分（法第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下この項において同じ。）を有しないものをいう。以下この項において同じ。）又は複合建築物（省令第1条第1項第1号に規定する複合建築物をいう。以下この項において同じ。）である場合

非住宅建築物又は複合建築物（非住宅部分に限って計画の認定を受けようとする場合に限る。）にあっては(ア)又は(イ)に規定する手数料の額、共同住宅等又は複合建築物（住戸の部分に限って計画の認定を受けようとする場合に限る。）にあっては(ウ)に規定する手

	<p>(ア) 当該建築物の非住宅部分について 省令第 8 条第 1 号イ(1)及び同号ロ(1) の基準（以下この項において「誘導 標準入力法等基準」という。）を用 いて評価を行う場合</p> <p>a 非住宅部分の床面積の合計が 300平方メートル未満のもの</p>	<p>数料の額、複 合建築物（非 住宅部分に 限って計画の 認定を受けよ うとする場合 及び住戸の部 分に限って計 画の認定を受 けようとする 場 合 を 除 く。）にあっ ては(ア)又は(イ) 及び(ウ)に規定 する区分に応 じ、それぞれ 当該手数料を 合算した額</p> <p>223,000円 （非住宅誘導 基準適合証 （エネルギー</p>
--	--	--

の使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第76条第1項に規定する登録建築物調査機関（以下この項において「登録建築物調査機関」という。）が作成した法第30条第1項各号（法第31条第2項において準用する場合を含む。）に掲げる基準に適合していることを示す書類をいう。以下この項において同じ。）の提出がある場合にあつて

	は、10,000 円)
b 非住宅部分の床面積の合計が 300平方メートル以上2,000平方 メートル未満のもの	356,000円 (非住宅誘導 基準適合証の 提出がある場 合にあって は、26,000 円)
c 非住宅部分の床面積の合計が 2,000平方メートル以上5,000平方 メートル未満のもの	507,000円 (非住宅誘導 基準適合証の 提出がある場 合にあって は、78,000 円)
d 非住宅部分の床面積の合計が 5,000平方メートル以上10,000平 方メートル未満のもの	625,000円 (非住宅誘導 基準適合証の 提出がある場 合にあって は、123,000 円)
e 非住宅部分の床面積の合計が 10,000平方メートル以上25,000平 方メートル未満のもの	727,000円 (非住宅誘導 基準適合証の 提出がある場

	合にあっては、 153,000 円)
f 非住宅部分の床面積の合計が 25,000 平方メートル以上のもの	829,000 円 (非住宅誘導基準適合証の提出がある場合 合にあっては、 191,000 円)
(イ) 当該建築物の非住宅部分について 省令第 8 条第 1 号イ(2)及び同号ロ(2) の基準 (以下この項において「誘導 モデル建物法基準」という。)を用 いて評価を行う場合	
a 非住宅部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの	86,000 円 (非住宅誘導基準適合証の提出がある場合に あっては、 10,000 円)
b 非住宅部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方 メートル未満のもの	141,000 円 (非住宅誘導基準適合証の提出がある場 合にあっては、 26,000

	円)
c 非住宅部分の床面積の合計が 2,000平方メートル以上5,000平方 メートル未満のもの	228,000円 (非住宅誘導 基準適合証の 提出がある場 合にあって は、78,000 円)
d 非住宅部分の床面積の合計が 5,000平方メートル以上10,000平 方メートル未満のもの	298,000円 (非住宅誘導 基準適合証の 提出がある場 合にあって は、123,000 円)
e 非住宅部分の床面積の合計が 10,000平方メートル以上25,000平 方メートル未満のもの	352,000円 (非住宅誘導 基準適合証の 提出がある場 合にあって は、153,000 円)
f 非住宅部分の床面積の合計が 25,000平方メートル以上のもの	413,000円 (非住宅誘導 基準適合証の 提出がある場 合にあって

	<p>(ウ) 当該建築物の住宅部分（法第11条第1項に規定する住宅部分をいう。第4号において同じ。）（住宅部分のうち住戸の部分に限って計画の認定を受けようとする場合にあっては、住戸の部分）（以下この号及び次号において単に「住宅部分」という。）について評価を行う場合</p> <p>a 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p>	<p>は、191,000円)</p> <p>67,000円（住宅誘導基準適合証等（登録建築物調査機関又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下この項において「登録住宅性能評価機関」という。）が作成した法第30条</p>
--	--	---

	第 1 項各号 (法第31条第 2項において 準用する場合 を含む。)に 掲げる基準に 適合している ことを示す書 類又は知事の 定めるその他 の図書をい う。以下この 項において同 じ。)の提出 がある場合に あっては、 10,000円)
b 住宅部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メー トル未満のもの	113,000円 (住宅誘導基 準適合証等の 提出がある場 合にあって は、 20,000 円)
c 住宅部分の床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メー トル未満のもの	193,000円 (住宅誘導基 準適合証等の

	提出がある場合 にあつては、 44,000 円)
d 住宅部分の床面積の合計が 5,000 平方メートル以上のもの	267,000 円 (住宅誘導基 準適合証等の 提出がある場 合にあつて は、 77,000 円)
イ 計画の認定を受けようとする建築物 が一戸建ての住宅（非住宅部分を有し ないものに限る。以下この項において 同じ。）の場合	
㉞ 床面積の合計が 200 平方メートル 未満のもの	34,000 円（住 宅誘導基準適 合証等の提出 がある場合に あつては、 5,000 円)
㉟ 床面積の合計が 200 平方メートル 以上のもの	37,000 円（住 宅誘導基準適 合証等の提出 がある場合に あつては、 5,000 円)

(2) 法第31条第1項の規定に基づく計画の変更の認定（以下この号において「計画の変更の認定」という。）を受けようとする者

ア 計画の変更の認定を受けようとする建築物が非住宅建築物、共同住宅等又は複合建築物である場合

非住宅建築物又は複合建築物（非住宅部分に限って計画の変更の認定を受けようとする場合に限る。）にあっては(ハ)又は(イ)に規定する手数料の額、共同住宅等又は複合建築物（住戸の部分に限って計画の変更の認定を受けようとする場合に限る。）にあっては(ウ)に規定する手数料の額、複合建築物（非住

	<p>(ア) 当該建築物の非住宅部分について誘導標準入力法等基準を用いて評価を行う場合</p> <p>a 非住宅部分の計画の変更に係る部分（床面積の増加に係る部分を除く。）の床面積の2分の1の面積と当該計画の変更に係る部分の面積のうち床面積の増加に係る部分の床面積との合計（以下この号において「計画の変更に係る部分</p>	<p>宅部分に限って計画の変更の認定を受けようとする場合及び住戸の部分に限って計画の変更の認定を受けようとする場合を除く。）にあっては(ア)又は(イ)及び(ウ)に規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額</p> <p>223,000円 （非住宅誘導基準適合証の提出がある場合にあっては、10,000円）</p>
--	---	--

	の床面積の合計」という。)が 300平方メートル未満のもの	
b	非住宅部分の計画の変更に係る 部分の床面積の合計が300平方 メートル以上2,000平方メートル 未満のもの	356,000円 (非住宅誘導 基準適合証の 提出がある場 合にあって は、26,000 円)
c	非住宅部分の計画の変更に係る 部分の床面積の合計が2,000平方 メートル以上5,000平方メートル 未満のもの	507,000円 (非住宅誘導 基準適合証の 提出がある場 合にあって は、78,000 円)
d	非住宅部分の計画の変更に係る 部分の床面積の合計が5,000平方 メートル以上10,000平方メートル 未満のもの	625,000円 (非住宅誘導 基準適合証の 提出がある場 合にあって は、123,000 円)
e	非住宅部分の計画の変更に係る 部分の床面積の合計が10,000平方 メートル以上25,000平方メートル 未満のもの	727,000円 (非住宅誘導 基準適合証の 提出がある場

	合にあっては、 153,000 円)
f 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が 25,000 平方メートル以上のもの	829,000 円 (非住宅誘導基準適合証の提出がある場合 合にあっては、 191,000 円)
(イ) 当該建築物の非住宅部分について誘導モデル建物法基準を用いて評価を行う場合	
a 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの	86,000 円 (非住宅誘導基準適合証の提出がある場合にあっては、 10,000 円)
b 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	141,000 円 (非住宅誘導基準適合証の提出がある場合 合にあっては、 26,000 円)
c 非住宅部分の計画の変更に係る	228,000 円

	部分の床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	(非住宅誘導基準適合証の提出がある場合にあっては、 78,000 円)
d	非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	298,000 円 (非住宅誘導基準適合証の提出がある場合にあっては、 123,000 円)
e	非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	352,000 円 (非住宅誘導基準適合証の提出がある場合にあっては、 153,000 円)
f	非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が 25,000 平方メートル以上のもの	413,000 円 (非住宅誘導基準適合証の提出がある場合にあっては、 191,000 円)

(ウ) 当該建築物の住宅部分について評価を行う場合	
a 住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	67,000円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、10,000円）
b 住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	113,000円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、20,000円）
c 住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	193,000円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、44,000円）
d 住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	267,000円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあって

	<p>イ 計画の変更の認定を受けようとする建築物が一戸建ての住宅の場合</p> <p>㍿ 計画の変更に係る床面積の合計が 200平方メートル未満のもの</p> <p>㍿ 計画の変更に係る床面積の合計が 200平方メートル以上のもの</p> <p>(3) 法第30条第2項（法第31条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けようとする者</p>	<p>は、 77,000円)</p> <p>17,000円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、3,000円)</p> <p>19,000円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、3,000円)</p> <p>計画の認定を受けようとする建築物又は計画の変更の認定を受けようとする建築物の床面積の合計及び昇降機の数に応じて島根県建築基準法施行条</p>
--	---	---

例第11条及び第13条の規定の例により算出した額（工作物を築造する場合にあっては当該工作物の数に応じて同条例第11条及び第13条の規定の例により算出した額を、構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合にあっては当該部分の床面積の合計に応じて同条例第11条及び第13条の規定の例により算出した額に100分の108を乗じて得た額を加えた額）

(4) 法第36条第1項の規定に基づく建築物のエネルギー消費性能に係る認定（以下この号において「認定」という。）を受けようとする者

ア 認定を受けようとする建築物が非住宅建築物、共同住宅等又は複合建築物である場合

非住宅建築物にあっては(ア)又は(イ)に規定する手数料の額、共同住宅等にあつては(ウ)又は(エ)に規定する手数料の額、複合建築物にあつては(ア)又は(イ)及び(ウ)又は(エ)に規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額

(ア) 当該建築物の非住宅部分について省令第1条第1項第1号イの基準を用いて評価を行う場合

a 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの

223,000円
(非住宅基準適合証等(登

	録建築物調査 機関が作成し た法第 2 条第 1 項第 3 号に 掲げる基準に 適合している ことを示す書 類又は知事の 定めるその他 の図書をい う。以下この 号において同 じ。)の提出 がある場合に あっては、 10,000円)
b 非住宅部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方 メートル未満のもの	356,000円 (非住宅基準 適合証等の提 出がある場合 にあっては、 26,000円)
c 非住宅部分の床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方 メートル未満のもの	507,000円 (非住宅基準 適合証等の提 出がある場合 にあっては、

	78,000円)
d 非住宅部分の床面積の合計が 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	625,000円 (非住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、 123,000円)
e 非住宅部分の床面積の合計が 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	727,000円 (非住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、 153,000円)
f 非住宅部分の床面積の合計が 25,000平方メートル以上のもの	829,000円 (非住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、 191,000円)
(イ) 当該建築物の非住宅部分について 省令第1条第1項第1号口の基準を用いて評価を行う場合	
a 非住宅部分の床面積の合計が 300平方メートル未満のもの	86,000円(非住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、

	10,000円)
b 非住宅部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方 メートル未満のもの	1 4 1 , 0 0 0 円 (非住宅基準 適合証等の提 出がある場合 にあっては、 26,000円)
c 非住宅部分の床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方 メートル未満のもの	2 2 8 , 0 0 0 円 (非住宅基準 適合証等の提 出がある場合 にあっては、 78,000円)
d 非住宅部分の床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平 方メートル未満のもの	2 9 8 , 0 0 0 円 (非住宅基準 適合証等の提 出がある場合 にあっては、 123,000円)
e 非住宅部分の床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平 方メートル未満のもの	3 5 2 , 0 0 0 円 (非住宅基準 適合証等の提 出がある場合 にあっては、 153,000円)
f 非住宅部分の床面積の合計が 25,000 平方メートル以上のもの	4 1 3 , 0 0 0 円 (非住宅基準

	<p>(ウ) 当該建築物の住宅部分について省令第 1 条第 1 項第 2 号イ(1)及び同号ロ(1)の基準（以下この項において「性能基準」という。）を用いて評価を行う場合</p> <p>a 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p>	<p>適合証等の提出がある場合にあっては、191,000円)</p> <p>67,000円（住宅基準適合証等（登録建築物調査機関又は登録住宅性能評価機関が作成した法第 2 条第 1 項第 3 号に掲げる基準に適合していることを示す書類又は知事の定めるその他の図書をいう。以下この号において同じ。）の提出がある場</p>
--	--	---

	合にあっては、 10,000 円)
b 住宅部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	113,000 円 (住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、 20,000 円)
c 住宅部分の床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	193,000 円 (住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、 44,000 円)
d 住宅部分の床面積の合計が 5,000 平方メートル以上のもの	267,000 円 (住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、 77,000 円)
(ロ) 当該建築物の住宅部分について省令第1条第1項第2号イ(2)及び同号ロ(2)の基準(以下この項において「仕様基準」という。)を用いて評価を行う場合	
a 住宅部分の床面積の合計が 300	32,000 円(住

	平方メートル未満のもの	宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、 10,000 円)
b	住宅部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	56,000 円（宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、 20,000 円)
c	住宅部分の床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	101,000 円（宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、 44,000 円)
d	住宅部分の床面積の合計が 5,000 平方メートル以上のもの	149,000 円（宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、 77,000 円)
イ	認定を受けようとする建築物が一戸建ての住宅で性能基準を用いて評価を行う場合	
㍿	床面積の合計が 200 平方メートル	34,000 円（住

	<p>未満のもの</p> <p>(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの</p> <p>ウ 認定を受けようとする建築物が一戸建ての住宅で仕様基準を用いて評価を行う場合</p> <p>(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの</p> <p>(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの</p>	<p>宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、5,000円)</p> <p>37,000円（住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、5,000円)</p> <p></p> <p>18,000円（住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、5,000円)</p> <p>19,000円（住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、5,000円)</p>
--	---	---

附 則

この条例は、平成**28**年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表**21**の項及び**22**の項の改正規定は、公布の日から施行する。

島根県県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 28 年 3 月 25 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 14 号

島根県県税条例等の一部を改正する条例

(島根県県税条例の一部改正)

第 1 条 島根県県税条例(昭和51年島根県条例第10号)の一部を次のように改正する。

第16条第1項第1号ア中「100分の0.72」を「100分の1.2」に改め、同号イ中「100分の0.3」を「100分の0.5」に改め、同号ウの表中「100分の3.1」を「100分の1.9」に、「100分の4.6」を「100分の2.7」に、「100分の6」を「100分の3.6」に改め、同条第3項第1号ア中「100分の0.72」を「100分の1.2」に改め、同号イ中「100分の0.3」を「100分の0.5」に改め、同号ウ中「100分の6」を「100分の3.6」に改める。

附則第16項中「平成27年4月1日」を「平成28年4月1日」に、「100分の3.1」とあるのは「100分の1.6」を「100分の1.9」とあるのは「100分の0.3」に、「100分の4.6」を「100分の2.7」に、「100分の2.3」を「100分の0.5」に、「100分の6」とあるのは「100分の3.1」を「100分の3.6」とあるのは「100分の0.7」に改める。

附則第19項第1号中「次に定める年度以後の年度分」を「平成28年度分」に、「最大重課税率欄」を「重課税率欄」に改め、同号ア中「もの 新車新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度」を「もの」に改め、同号イ中「もの 新車新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度」を「もの」に改め、同項第2号から第4号までを削り、同項第5号中「附則第12条の3第6項」を「附則第12条の3第3項」に改め、同号を同項第2号とし、同項第6号中「附則第12条の3第7項」を「附則第12条の3第4項」に改め、同号を同項第3号とし、同項の表を次のように改める。

条 項	通常税率	重課税率	最大軽課税率	中間軽課税率
-----	------	------	--------	--------

第47条第1項 第1号ア	7,500円	8,600円	2,000円	4,000円
	8,500円	9,700円	2,500円	4,500円
	9,500円	10,900円	2,500円	5,000円
	13,800円	15,800円	3,500円	7,000円
	15,700円	18,000円	4,000円	8,000円
	17,900円	20,500円	4,500円	9,000円
	20,500円	23,500円	5,500円	10,500円
	23,600円	27,100円	6,000円	12,000円
	27,200円	31,200円	7,000円	14,000円
	40,700円	46,800円	10,500円	20,500円
第47条第1項 第1号イ	29,500円	33,900円	7,500円	15,000円
	34,500円	39,600円	9,000円	17,500円
	39,500円	45,400円	10,000円	20,000円
	45,000円	51,700円	11,500円	22,500円
	51,000円	58,600円	13,000円	25,500円
	58,000円	66,700円	14,500円	29,000円
	66,500円	76,400円	17,000円	33,500円
	76,500円	87,900円	19,500円	38,500円
	88,000円	101,200円	22,000円	44,000円
	111,000円	127,600円	28,000円	55,500円
第47条第1項 第2号ア（㊦ を除く。）	6,500円	7,100円	2,000円	3,500円
	9,000円	9,900円	2,500円	4,500円
	12,000円	13,200円	3,000円	6,000円
	15,000円	16,500円	4,000円	7,500円
	18,500円	20,300円	5,000円	9,500円
	22,000円	24,200円	5,500円	11,000円
	25,500円	28,000円	6,500円	13,000円

	29,500円	32,400円	7,500円	15,000円
	4,700円	5,100円	1,200円	2,400円
	15,100円	16,600円	4,000円	8,000円
	7,500円	8,200円	2,000円	4,000円
第47条第 1 項	8,000円	8,800円	2,000円	4,000円
第 2 号イ (㊦)	11,500円	12,600円	3,000円	6,000円
を除く。)	16,000円	17,600円	4,000円	8,000円
	20,500円	22,500円	5,500円	10,500円
	25,500円	28,000円	6,500円	13,000円
	30,000円	33,000円	7,500円	15,000円
	35,000円	38,500円	9,000円	17,500円
	40,500円	44,500円	10,500円	20,500円
	6,300円	6,900円	1,600円	3,200円
	20,600円	22,600円	5,500円	10,500円
	10,200円	11,200円	3,000円	5,500円
第47条第 1 項	12,000円	12,000円	3,000円	6,000円
第 3 号ア㊦)	14,500円	14,500円	4,000円	7,500円
	17,500円	17,500円	4,500円	9,000円
	20,000円	20,000円	5,000円	10,000円
	22,500円	22,500円	6,000円	11,500円
	25,500円	25,500円	6,500円	13,000円
	29,000円	29,000円	7,500円	14,500円
第47条第 1 項	26,500円	29,100円	7,000円	13,500円
第 3 号ア(イ)	32,000円	35,200円	8,000円	16,000円
	38,000円	41,800円	9,500円	19,000円
	44,000円	48,400円	11,000円	22,000円
	50,500円	55,500円	13,000円	25,500円

	57,000円	62,700円	14,500円	28,500円
	64,000円	70,400円	16,000円	32,000円
第47条第1項	33,000円	36,300円	8,500円	16,500円
第3号イ	41,000円	45,100円	10,500円	20,500円
	49,000円	53,900円	12,500円	24,500円
	57,000円	62,700円	14,500円	28,500円
	65,500円	72,000円	16,500円	33,000円
	74,000円	81,400円	18,500円	37,000円
	83,000円	91,300円	21,000円	41,500円
第47条第1項	4,500円	5,100円	1,500円	2,500円
第4号ア(㌸)	7,000円	8,000円	2,000円	3,500円
を除く。)	3,900円	4,400円	1,000円	2,000円
第47条第1項	6,000円	6,900円	1,500円	3,000円
第4号イ(㌸)	9,500円	10,900円	2,500円	5,000円
を除く。)	5,300円	6,000円	1,500円	3,000円
第47条第1項	6,500円	7,100円	2,000円	3,500円
第5号ア(㌸)	12,800円	14,000円	3,500円	6,500円
第47条第1項	6,500円	7,100円	2,000円	3,500円
第5号ア(イ)a	9,000円	9,900円	2,500円	4,500円
	12,000円	13,200円	3,000円	6,000円
	15,000円	16,500円	4,000円	7,500円
	18,500円	20,300円	5,000円	9,500円
	22,000円	24,200円	5,500円	11,000円
	25,500円	28,000円	6,500円	13,000円
	29,500円	32,400円	7,500円	15,000円
	4,700円	5,100円	1,500円	2,500円
	48,300円	52,800円	13,500円	25,000円

第47条第1項 第5号ア(イ)b	第4号に規定する営業用の区分による当該区分ごとの額	けん引車にあっては 4,200円、それ以外のものにあっては 7,700円	けん引車にあっては 1,000円、それ以外のものにあっては 2,000円	けん引車にあっては 2,000円、それ以外のものにあっては 3,500円
	第2号	附則第19項第1号の規定により読み替えて適用される 第2号	附則第19項第2号の規定により読み替えて適用される 第2号	附則第19項第3号の規定により読み替えて適用される 第2号
第47条第1項 第5号イ(ア)	第1号	附則第19項第1号の規定により読み替えて適用される 第1号	附則第19項第2号の規定により読み替えて適用される 第1号	附則第19項第3号の規定により読み替えて適用される 第1号
	第2号	附則第19項第1号の規定により読み替えて適用される 第2号	附則第19項第2号の規定により読み替えて適用される 第2号	附則第19項第3号の規定により読み替えて適用される 第2号
	第3号	附則第19項第1号の規定により読み替えて適用される 第3号	附則第19項第2号の規定により読み替えて適用される 第3号	附則第19項第3号の規定により読み替えて適用される 第3号
第47条第1項	23,600円	27,100円	6,000円	12,000円

第 5 号イ(イ)	27,600円	31,700円	7,000円	14,000円	
	31,600円	36,300円	8,000円	16,000円	
	36,000円	41,400円	9,000円	18,000円	
	40,800円	46,900円	10,500円	20,500円	
	46,400円	53,300円	12,000円	23,500円	
	53,200円	61,100円	13,500円	27,000円	
	61,200円	70,300円	15,500円	31,000円	
	70,400円	80,900円	18,000円	35,500円	
	88,800円	102,100円	22,500円	44,500円	
第 47 条 第 1 項	8,000円	8,800円	2,000円	4,000円	
第 5 号イ(ロ) a	11,500円	12,600円	3,000円	6,000円	
	16,000円	17,600円	4,000円	8,000円	
	20,500円	22,500円	5,500円	10,500円	
	25,500円	28,000円	6,500円	13,000円	
	30,000円	33,000円	7,500円	15,000円	
	35,000円	38,500円	9,000円	17,500円	
	40,500円	44,500円	10,500円	20,500円	
	6,300円	6,900円	2,000円	3,500円	
	65,700円	72,100円	18,500円	34,500円	
	第 47 条 第 1 項 第 5 号イ(ロ) b	第 4 号に規定する自家用の区分による当該区分ごとの額	けん引車にあっては 5,800 円、それ以外のものにあっては 10,400円	けん引車にあっては 1,500 円、それ以外のものにあっては 2,500円	けん引車にあっては 3,000 円、それ以外のものにあっては 5,000円
		第 2 号	附則第 19 項第 1 号の規定に	附則第 19 項第 2 号の規定に	附則第 19 項第 3 号の規定に

		より読み替えて適用される第 2 号	より読み替えて適用される第 2 号	より読み替えて適用される第 2 号
第 47 条第 2 項 第 1 号	3,700円	4,100円	1,000円	1,800円
	4,700円	5,200円	1,200円	2,300円
	6,300円	6,900円	1,600円	3,200円
第 47 条第 2 項 第 2 号	5,200円	5,700円	1,300円	2,600円
	6,300円	6,900円	1,600円	3,200円
	8,000円	8,800円	2,000円	4,000円

第 2 条 島根県県税条例の一部を次のように改正する。

附則第 19 項第 1 号中「法附則第 12 条の 3 第 1 項」を「地方税法等の一部を改正する等の法律（平成 28 年法律第 号）第 2 条の規定による改正後の法（以下「29 年新法」という。）附則第 12 条の 3 第 1 項」に、「平成 28 年度分」を「次に定める年度以後の年度分」に改め、同号ア中「平成 15 年 3 月 31 日」を「平成 16 年 3 月 31 日」に、「道路運送車両法第 7 条第 1 項」を「29 年新法第 147 条第 3 項」に、「新車新規登録」を「初回新規登録」に、「もの」を「もの 初回新規登録を受けた日から起算して 14 年を経過した日の属する年度」に改め、同号イ中「軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車」を「29 年新法第 149 条第 1 項第 5 号に規定する軽油自動車」に、「平成 17 年 3 月 31 日」を「平成 18 年 3 月 31 日」に、「新車新規登録を受けたもの」を「初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して 12 年を経過した日の属する年度」に改め、同項第 2 号中「法附則第 12 条の 3 第 3 項」を「29 年新法附則第 12 条の 3 第 3 項」に、「平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間に新車新規登録」を「平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に初回新規登録」に、「にあっては平成 27 年度分の自動車税に限り、当該自動車平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成 28 年度分」を「には、平成 29 年度分」に改め、同項第 3 号中「法附則第 12 条

の 3 第 4 項」を「29年新法附則第12条の 3 第 4 項」に、「平成26年 4 月 1 日から平成27年 3 月 31 日までの間に新車新規登録」を「平成28年 4 月 1 日から平成29年 3 月 31 日までの間に初回新規登録」に、「にあつては平成27年度分の自動車税に限り、当該自動車平成27年 4 月 1 日から平成28年 3 月 31 日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改める。

(島根県県税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 3 条 島根県県税条例の一部を改正する条例（平成27年島根県条例第12号）の一部を次のように改正する。

第 2 条を次のように改める。

第 2 条 削除

附則第 1 項中「附則第 9 項及び第10項」を「附則第 8 項及び第 9 項」に改め、「、第 2 条及び附則第 7 項の規定は平成28年 4 月 1 日から」を削り、附則中第 7 項を削り、第 8 項を第 7 項とし、第 9 項を第 8 項とし、第10項を第 9 項とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 5 項及び第 6 項の規定は公布の日から、第 3 条の規定は地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第 号。以下「改正法」という。）の公布の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から、第 2 条及び附則第 4 項の規定は平成29年 4 月 1 日から施行する。

(事業税に関する経過措置)

- 2 第 1 条の規定による改正後の島根県県税条例（以下「新条例」という。）第 16 条及び附則第16項の規定は、この条例の施行の日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

- 3 新条例附則第19項の規定は、平成28年度分の自動車税について適用し、平成27年度分までの自動車税については、なお従前の例による。
- 4 第2条の規定による改正後の島根県県税条例附則第19項の規定は、平成29年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成28年度分までの自動車税については、なお従前の例による。
(この条例の失効等)
- 5 この条例は、改正法が平成28年3月31日までに公布されないときは、その効力を失う。
- 6 この条例は、前項の場合を除き、改正法による改正後の法律の規定の内容が当該規定に対応するこの条例による改正後の条例の規定の内容と異なることとなるときは、廃止するものとする。

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 28 年 3 月 25 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 15 号

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

第 1 条 住民基本台帳法施行条例（平成14年島根県条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中 4 の項から 6 の項までを削り、7 の項を 4 の項とし、8 の項から 26 の項までを 3 項ずつ繰り上げる。

第 2 条 住民基本台帳法施行条例の一部を次のように改正する。

別表第 1 中 23 の項を 25 の項とし、2 の項から 24 の項までを 2 項ずつ繰り下げ、1 の項の次に次のように加える。

2 高等学校等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第 2 条に規定する高等学校等をいう。以下この表並びに次表 1 の項(2)及び(4)において同じ。）を退学し、再び私立の高等学校等に入学した者等に対する就学支援金（同法第 3 条第 1 項に規定する就学支援金をいう。以下同じ。）に相当する額の支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの

3 私立の高等学校等の生徒又は学生の保護者等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律第 3 条第 2 項第 3 号に規定する保護者等をいう。以下同じ。）に対する奨学のための給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの

別表第 2 の 1 の項を次のように改める。

1 教育委員会	<p>(1) 島根県立高等学校等条例（昭和39年島根県条例第27号）による授業料の減免に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>(2) 高等学校等を退学し、再び公立の高等学校等に入学した者に対する就学支援金に相当する額の支</p>
---------	--

援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの

- (3) 県立高等学校の単位制による課程の生徒に対する就学支援金に相当する額の支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
- (4) 国立又は公立の高等学校等の生徒又は学生の保護者等に対する奨学のための給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
- (5) 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の定時制課程又は通信制課程に在学する勤労青少年に対する修学資金の貸与に関する事務であって規則で定めるもの
- (6) 特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務（特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）によるものを除く。）であって規則で定めるもの
- (7) 高等学校等（学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校及び高等専門学校並びにこれらに準ずるものとして知事が指定する学校をいう。）又は大学等（学校教育法による大学（短期大学を含む。以下同じ。）及び大学に準ずるものとして知事が指定する学校をいう。）に進学する能力を有しながら、経済的な理由により修学することが困難な同和関係者の子弟に対する資金の貸与に関する事務であって規則で定めるもの
- (8) 保護者が県内に住所を有する者で、高等学校等（学校教育法による高等学校（中等教育学校の後

期課程を含む。)及び高等専門学校をいう。)で
勉学する意欲がありながら経済的な理由により修
学することが困難なものに対する資金の貸与に関
する事務であって規則で定めるもの

附 則

この条例中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第 1 条第 5 号の政令で定める日から施行する。

島根県消費者センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 28 年 3 月 25 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 16 号

島根県消費者センター条例の一部を改正する条例

島根県消費者センター条例（昭和46年島根県条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「平成21年法律第50号」の次に「。以下「法」という。」を加え、同条に次の 1 項を加える。

3 知事は、センターを設置したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を告示しなければならない。当該事項を変更したときも同様とする。

(1) センターの名称及び住所

(2) 法第10条の 3 第 2 項に規定する消費生活相談の事務を行う日及び時間

第 4 条を第 7 条とし、第 3 条の次に次の 3 条を加える。

(職員)

第 4 条 センターに、センターの長その他必要な職員を置く。

(消費生活相談員の配置)

第 5 条 センターに、法第10条の 3 第 1 項に規定する消費生活相談員資格試験に合格した者（不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律（平成26年法律第71号）附則第 3 条の規定により合格した者とみなされた者を含む。次項において「合格者」という。）又はこれと同等以上の専門的な知識及び技術を有すると知事が認める者を消費生活相談員として置く。

2 知事は、前項の規定により置く消費生活相談員については、合格者とするよう努めるものとする。

(情報の安全管理)

第 6 条 知事は、法第 8 条第 1 項各号に掲げる事務の実施により得られた情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成**28**年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律（平成**26**年法律第**71**号）による改正前の消費者安全法（平成**21**年法律第**50**号）第**10**条第 3 項の規定による告示は、この条例による改正後の島根県消費者センター条例第 2 条第 3 項の規定による告示とみなす。

貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 28 年 3 月 25 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 17 号

貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

貸付金の返還債務の免除に関する条例（昭和59年島根県条例第12号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表看護学生修学資金の項を次のように改める。

看護学生 修学資金	保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第 2 条、第 3 条、第 5 条又は第 6 条に規定する保健師、助産師、看護師又は准看護師（以下「看護職員」という。）の確保及び質の向上を図るため、次に掲げる者に対して貸し付けた資金 (1) 看護職員を養成する学校又は施設（以下「養成施設」という。）に在学する者で、将来医療法（昭和23年法律第205号）	1 修士課程に係る貸付金以外の貸付金の貸付けを受けた者が、養成施設を卒業した日から 1 年（1 の養成施設を卒業した後当該養成施設と種類を異にする養成施設（以下この号において「他種の養成施設」という。）へ進学し、その卒業までに当該養成施設の卒業を資格要件とする看護職員の免許（以下この号において「免許」という。）を取得することができない場合又は疾病、負傷その他やむを得ない事由があるため免許を取得することができないと認められる場合には、当該他種の養	債務の全部
--------------	--	--	-------

第 7 条の規定により許可を受けた病院（以下単に「病院」という。）のうち県内に所在するものその他知事が指定する施設又は団体（以下「医療施設等」という。）において、看護職員の業務に従事しようとするもの（(2)に掲げる者を除く。）及び看護師の免許を取得し、学校教育法による大学院の修士課程又はこれと同等以上と認められる外国の大学院の修士課程（以下「修士課程」という。）において看護に関する

成施設を卒業した日又は当該やむを得ない事由がやんだ日から 1 年）以内に免許を取得し、直ちに（1 の養成施設を卒業した後他種の養成施設へ進学し、その卒業までに免許を取得した場合又は疾病、負傷その他やむを得ない事由があると認められる場合には、当該他種の養成施設を卒業した後又は当該やむを得ない事由がやんだ後直ちに）医療施設等（当該貸付金が、養成施設に在学する者で、将来特定地域医療施設等において看護職員の業務に従事しようとするものに対して貸し付けた資金である場合にあっては、特定地域医療施設等）のうち病床数（医療法第 7 条の規定による許可を受けた病床数をいう。）が 200 未満の病院その他知事が指定するも

専門知識を修得しようとする者で、将来医療施設等において看護職員の業務に従事しようとするもの

- (2) 養成施設に在学する者で、将来医療施設等（知事が指定する区域に所在するものに限る。以下「特定地域医療施設等」という。）において看護職員の業務に従事しようとするもの

の（以下「200床未満の病院等」という。）において看護職員の業務に就き、かつ、引き続いて5年間（島根県の区域外に所在する養成施設のうち看護師を養成するものに在学する者（通信制の課程に在学する者を除く。）で、平成22年度から平成27年度までの間に貸付金の貸付けを受けたもの（規則で定める者に限る。以下この項において「特例被貸与者」という。）にあっては、3年間）（他種の養成施設へ進学するため、又は疾病、負傷その他やむを得ない事由があるためその業務に従事することができなかった期間を除く。）その業務に従事したとき。

- 2 修士課程に係る貸付金の貸付けを受けた者が、修士課程を修了した日か

ら 1 年（学校教育法による大学院の博士課程若しくはこれと同等以上と認められる外国の大学院の博士課程（以下「博士課程」という。）へ進学した場合又は疾病、負傷その他やむを得ない事由があると認められる場合には、当該博士課程を修了した日又は当該やむを得ない事由がやんだ日から 1 年）以内に医療施設等において看護職員の業務に就き、かつ、引き続いて 5 年間（博士課程へ進学するため、又は疾病、負傷その他やむを得ない事由があるためその業務に従事できなかった期間を除く。）その業務に従事したとき。

- 3 前 2 号に規定する業務に従事する期間中に、業務上の事由により死亡したとき、又は業務上の事由に起因する心身の故障

		のためその業務に従事することができなくなったと認められるとき。	
	4 修士課程に係る貸付金以外の貸付金の貸付けを受けた者が、 200 床未満 の病院等において貸付金の貸付けを受けた期間（以下「貸付期間」という。）に相当する期間以上看護職員の業務に従事したとき（第 1 号	ア 看護職員の業務に従事した期間が貸付期間に相当する期間（貸付期間が 2 年に満たないときは 2 年）の 2 分の 5（特例被貸与者にあつては、2 分の 3）に相当する期間以上であるとき。	債務の全部
		イ 看護職員の業務	債務の一部

		に該当する場合を除く。)	に従事した期間がアに規定する期間に満たないとき。	
		5 死亡したとき、又は心身に重度の障害を有することとなったことにより貸付金を返還することができなくなったと認められるとき。		債務の全部 又は一部

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

島根県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 28 年 3 月 25 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 18 号

島根県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例

島根県後期高齢者医療財政安定化基金条例（平成20年島根県条例第19号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「10万分の44」を「10万分の41」に改める。

附 則

この条例は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

島根県国民健康保険財政安定化基金条例をここに公布する。

平成 28 年 3 月 25 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 19 号

島根県国民健康保険財政安定化基金条例

(設置)

第 1 条 国民健康保険の財政の安定化に資する事業に必要な費用に充てるため、島根県国民健康保険財政安定化基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、予算で定める。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第 5 条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

島根県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 28 年 3 月 25 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 20 号

島根県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例

(島根県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第 1 条 島根県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年島根県条例第64号)の一部を次のように改正する。

「第 5 節 指定療養通所介護の事業の基本方針、人員並びに設備及び運営に関する基準

目次中	第 1 款 この節の趣旨及び基本方針(第114条・第115条)
	第 2 款 人員に関する基準(第116条・第117条)
	第 3 款 設備に関する基準(第118条・第119条)
	第 4 款 運営に関する基準(第120条—第131条)

を「第 5 節 削除」に改める。

第85条第 5 号中「第 8 条第23項」を「第 8 条第24項」に改める。

第100条第 1 項第 3 号中「(次項において「提供単位時間数」という。)」を削り、同条第 2 項を削り、同条第 3 項中「第 1 項第 3 号」を「前項第 3 号」に改め、「(第 2 項の適用を受ける場合にあつては、同項の看護職員又は介護職員。次項及び第 7 項において同じ。)」を削り、同項を同条第 2 項とし、同条第 4 項中「及び第 2 項」を削り、同項を同条第 3 項とし、同条第 5 項中「前各項」を「前 3 項」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条中第 6 項を第 5 項とし、第 7 項を第 6 項とし、第 8 項を第 7 項とする。

第102条第 2 項第 1 号ア中「利用定員」を「当該指定通所介護事業所の利用定員(当該指定通所介護事業所において同時に指定通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。次節において同じ。)」に改める。

第 7 章第 5 節を次のように改める。

第 5 節 削除

第114条から第131条まで 削除

第132条第1項第3号中「（次項において「提供単位時間数」という。）」を削り、「以下この条」の次に「及び第134条」を加え、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項第3号」を「前項第3号」に改め、「（第2項の適用を受ける場合にあっては、同項の看護職員又は介護職員。次項において同じ。）」を削り、同項を同条第2項とし、同条第4項中「及び第2項」を削り、同項を同条第3項とし、同条第5項中「前各項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条中第6項を第5項とし、第7項を第6項とする。

第134条第2項第1号ア中「利用定員」を「当該基準該当通所介護事業所の利用定員（当該基準該当通所介護事業所において同時に基準該当通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。）」に改める。

第182条中「、指定通所介護事業所」の次に「、指定地域密着型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。）」を加える。

第246条第3項中「指定福祉用具貸与」の次に「、指定地域密着型サービス基準第19条に規定する指定地域密着型通所介護」を加え、同条第4項中「指定訪問介護、指定訪問看護及び指定通所介護」を「次の各号に掲げる事業」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 指定訪問介護
- (2) 指定訪問看護
- (3) 指定通所介護又は指定地域密着型通所介護

（島根県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正）

第2条 島根県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年島根県条例第65号）の一部を次のように改正する。

第203条第1項中「第8条の2第11項」を「第8条の2第9項」に改める。

第233条第2項中「指定居宅サービス事業者をいう。）」の次に「、指定地域密着型サービス事業者（法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者をいう。）」を加え、同条第3項中「指定通所介護をいう。以下同じ。）」の次に「、指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第19条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。以下同じ。）」を加え、同条第4項第2号中「指定通所介護」の次に「若しくは指定地域密着型通所介護」を加える。

第238条中「第8条の2第12項」を「第8条の2第10項」に改める。

第255条中「第8条の2第13項」を「第8条の2第11項」に改める。

（島根県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第3条 島根県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成26年島根県条例第13号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「第8条第23項」を「第8条第24項」に改める。

（島根県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例附則第4条第2号の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例第2条の規定による改正前の島根県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正）

第4条 島根県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例（平成27年島根県条例第14号）附則第4条第2号の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例第2条の規定による改正前の島根県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年島根県条例第65号）の一部を次のように改

正する。

第98条第1項第3号中「指定通所介護事業者をいう。以下同じ。）」を「指定通所介護事業者をいう。）」又は指定地域密着型通所介護事業者（指定地域密着型サービス基準第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。）」（以下「指定通所介護事業者等」という。）」に、「指定通所介護をいう。以下同じ。）」を「指定通所介護をいう。）」又は指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス基準第19条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。）」（以下「指定通所介護等」という。）」に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に改め、同条第8項中「指定通所介護事業者」を「指定通所介護事業者等」に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に、「第7項まで」を「第6項まで又は指定地域密着型サービス基準第20条第1項から第7項まで」に改める。

第100条第4項中「指定通所介護事業者」を「指定通所介護事業者等」に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に改め、「第3項まで」の次に「又は指定地域密着型サービス基準第22条第1項から第3項まで」を加える。

第107条第2項第5号中「次条において準用する第37条第2項」を「前条第2項」に改める。

第113条第7項中「第6項」を「第5項」に改める。

（島根県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第5条 島根県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年島根県条例第66号）の一部を次のように改正する。

第14条第3項中「第8条第23項」を「第8条第24項」に、「同条第25項」を「同条第26項」に、「同条第23項」を「同条第24項」に、「同条第24項」を「同条第25項」に改める。

第23条第1項第1号中「第8条第23項」を「第8条第24項」に改める。

（島根県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第 6 条 島根県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年島根県条例第 67 号）の一部を次のように改正する。

第 22 条第 1 項第 1 号中「第 8 条第 23 項」を「第 8 条第 24 項」に改める。

（島根県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第 7 条 島根県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年島根県条例第 68 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条第 1 項及び第 5 項中「第 8 条第 23 項」を「第 8 条第 24 項」に改める。

第 45 条第 12 項中「指定地域密着型サービス基準」という。）」の次に「第 20 条第 1 項に規定する指定地域密着型通所介護事業所若しくは指定地域密着型サービス基準」を加える。

（島根県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第 8 条 島根県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 24 年島根県条例第 69 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条第 3 項中「第 8 条第 23 項」を「第 8 条第 24 項」に改める。

（島根県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第 9 条 島根県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成 24 年島根県条例第 70 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条第 3 項中「第 8 条第 23 項」を「第 8 条第 24 項」に改める。

（島根県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第 10 条 島根県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年島根県条例第 71 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「同法」を「健康保険法等一部改正法」に改める。

第 12 条第 3 項中「第 8 条第 23 項」を「第 8 条第 24 項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(島根県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の一部改正)

2 島根県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例を次のように改正する。

附則第5条第1項の表第98条第1項第3号の項中「指定通所介護事業者をいう。以下同じ。）」を「指定通所介護事業者をいう。）」又は指定地域密着型通所介護事業者（指定地域密着型サービス基準第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。）」（以下「指定通所介護事業者等」という。）」に、「指定通所介護をいう。以下同じ。）」を「指定通所介護をいう。）」又は指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス基準第19条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。）」（以下「指定通所介護等」という。）」に、「又は指定通所介護」を「又は指定通所介護等」に改め、同表第98条第8項の項中「指定通所介護事業者」を「指定通所介護事業者等」に、「指定通所介護の事業」を「指定通所介護等の事業」に、「第7項まで」を「第6項まで又は指定地域密着型サービス基準第20条第1項から第7項まで」に改め、同表第100条第4項の項中「指定通所介護事業者」を「指定通所介護事業者等」に、「指定通所介護の事業」を「指定通所介護等の事業」に、「第3項まで」を「第3項まで又は指定地域密着型サービス基準第22条第1項から第3項まで」に改める。

附則第5条第2項の表第113条第7項の項中「第6項」を「第5項」に改める。

島根県介護保険施設等開設支援臨時特例基金条例を廃止する条例をここに公布する。

平成 28 年 3 月 25 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 21 号

島根県介護保険施設等開設支援臨時特例基金条例を廃止する条例

島根県介護保険施設等開設支援臨時特例基金条例（平成21年島根県条例第42号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

島根県青少年の健全な育成に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 28 年 3 月 25 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 22 号

島根県青少年の健全な育成に関する条例の一部を改正する条例

島根県青少年の健全な育成に関する条例（昭和40年島根県条例第21号）の一部を次のように改正する。

目次中「禁止」を「禁止等」に、「の利用による有害情報の閲覧等の防止（第25条）」を「利用環境の整備（第24条の2—第25条の3）」に改める。

第2条の次に次の1条を加える。

（保護者等の役割）

第2条の2 保護者は、青少年を健全に育成することについて第一義的責任を有するものであることを自覚し、青少年を良好な環境の中で監護し、及び教育するよう努めるものとする。

2 地域社会において、住民は、連帯意識を持ち、互いに協力して青少年の健全な育成に努めるものとする。

3 青少年は、生命を尊び、社会の一員としての自覚と責任を持つとともに、自らの生活を律し、健全な社会人として成長するよう努めるものとする。

第4条中第7号を第8号とし、第4号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、同条第3号中「がん具類」を「玩具類」に、「がん具、」を「玩具、」に改め、同号を同条第4号とし、同条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で青少年を現に監護するものをいう。

第5条中「がん具類」を「玩具類」に改める。

第6条第1項中「青少年の性的感情を著しく刺激し、粗暴性を著しく助長し、又は残虐性を助長し、その」を「次の各号のいずれかに該当し、青少年の」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 性的感情を著しく刺激するもの

(2) 粗暴性を著しく助長し、又は残虐性を助長するもの

(3) 自殺又は犯罪を誘発するもの

第 7 条の見出し並びに同条第 1 項及び第 2 項中「がん具類」を「玩具類」に改め、同条第 3 項中「がん具類の」を「玩具類の」に、「がん具類販売業者等」を「玩具類販売業者等」に、「がん具類（」を「玩具類（」に、「がん具類を」を「玩具類を」に、「有害指定がん具類」を「有害指定玩具類」に改め、同条第 4 項中「有害指定がん具類」を「有害指定玩具類」に改める。

第 9 条の見出し中「はり付け」を「貼付け」に改め、同条中「はり付け」を「貼り付け」に改める。

第 11 条の見出し中「がん具類」を「玩具類」に改め、同条第 1 項中「又はがん具類」を「又は玩具類」に、「有害指定がん具類」を「有害指定玩具類」に改め、同条第 2 項中「がん具類」を「玩具類」に改め、同条第 3 項中「有害指定がん具類」を「有害指定玩具類」に改める。

第 12 条中「がん具類の」を「玩具類の」に改め、同条第 1 号中「がん具類」を「玩具類」に改め、同条第 2 号中「有害指定がん具類」を「有害指定玩具類」に改める。

第 13 条第 1 項及び第 14 条第 1 項中「青少年の性的感情を著しく刺激し、粗暴性を著しく助長し、又は残虐性を助長し、その」を「第 6 条第 1 項各号のいずれかに該当し、青少年の」に改める。

第 20 条第 1 項中「（親権を行う者、未成年後見人その他の者で青少年を現に監護するものをいう。以下同じ。）」を削り、同条第 3 項中「から物品」の次に「（第 21 条の 2 第 1 項に規定する着用済み下着を除く。以下この項において同じ。）」を加える。

第 20 条の 2 第 1 項中「第 23 条の 3 第 3 項」を「第 23 条の 3 第 4 項」に改める。

第 4 章の章名中「禁止」を「禁止等」に改める。

第 21 条の見出し及び同条第 1 項中「みだら」を「淫ら」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

（着用済み下着の買受け等の禁止等）

第21条の2 何人も、青少年から着用済み下着（青少年がこれに該当すると称したものを含む。以下同じ。）を買い受け、若しくは売却の委託を受け、又は青少年に対して着用済み下着の売却の相手方を紹介し、若しくは売却するよう勧誘（以下「着用済み下着の買受け等」という。）してはならない。

2 知事は、着用済み下着の買受け等を行い、又は行おうとした者に対し、着用済み下着の買受け等を行わないよう警告を発することができる。

第23条第1項中「みだら」を「淫ら」に改める。

第23条の3中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 何人も、深夜に外出している青少年に対しては、その保護及び善導に努めるものとする。ただし、青少年が保護者から深夜外出の承諾を得ていることが明らかである場合は、この限りでない。

第24条第1号中「みだら」を「淫ら」に改め、同条中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 着用済み下着の買受け等

第5章の章名中「の利用による有害情報の閲覧等の防止」を「利用環境の整備」に改める。

第25条に見出しとして「（インターネットの利用による有害情報の閲覧等の防止）」を付し、同条第1項中「青少年の性的感情を著しく刺激し、粗暴性を著しく助長し、残虐性を助長し、又は自殺若しくは犯罪を誘発し」を「第6条第1項各号のいずれかに該当し」に、「次項において」を「以下」に改め、同条第2項中「フィルタリング機能（インターネットを利用して公衆の閲覧に供されている情報を一定の基準に基づき選別することにより有害情報の閲覧を制限する機能をいう。）を有するソフトウェア」を「青少年有害情報フィルタリングサービス（青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成20年法律第79号。以下「青少年インターネット環境整備法」という。）第2条第10項に規定する青少年有害情報フィルタリングサービスをいう。以下同じ。）」に改め、第5章中同条の前に次の1条を加える。

（インターネットの適切な利用に関する施策の推進）

第24条の2 県は、青少年のインターネットの利用に係る事業を行う者、保護者その他の関係者と連携し、青少年がインターネットを適切に活用する能力を習得することができるよう、インターネットの適切な利用に関する知識の普及、啓発、教育その他の必要な施策の推進に努めるものとする。

第5章中第25条の次に次の2条を加える。

(携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の説明義務等)

第25条の2 携帯電話インターネット接続役務提供事業者（青少年インターネット環境整備法第2条第8項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事業者をいう。以下同じ。）及び青少年を相手方とする携帯電話インターネット接続役務（同条第7項に規定する携帯電話インターネット接続役務をいう。以下同じ。）の提供に関する契約（当該契約の内容を変更する契約を含む。）又は青少年を携帯電話端末若しくはPHS端末の利用者とする携帯電話インターネット接続役務の提供に関する契約（当該契約の内容を変更する契約を含む。）（以下「携帯電話インターネット接続役務契約」という。）の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者（以下「携帯電話インターネット接続役務提供事業者等」という。）は、携帯電話インターネット接続役務契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理（当該携帯電話インターネット接続役務の提供に付随して行われる青少年有害情報フィルタリングサービスの提供の開始又は内容の変更若しくは提供の中止を含む。第3項において同じ。）をするに当たっては、当該契約に係る携帯電話端末又はPHS端末の利用者が青少年であるかどうかを確認し、利用者が青少年である場合には、その保護者に対し、携帯電話インターネット接続役務の提供を受けることにより青少年が有害情報を閲覧し、又は視聴する機会が生じることその他規則で定める事項を記載した書面を交付し、その内容を説明しなければならない。ただし、青少年の保護者が、過去に同様の事項について書面を交付され、その説明を受けていることが明らかであるときは、この限りでない。

2 保護者は、携帯電話インターネット接続役務契約の締結をするに当たっては、当該契約に係る携帯電話端末又はPHS端末の利用者が青少年である場合

において、青少年インターネット環境整備法第17条第1項ただし書の規定により青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない旨の申出をするときは、青少年の業務又は日常生活において青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しないことがやむを得ないと認められる理由として規則で定める理由その他規則で定める事項を記載した書面（以下この条において「理由書」という。）を携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に提出しなければならない。

3 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等は、携帯電話インターネット接続役務を提供する場合においては、保護者から理由書の提出があったときに限り、青少年有害情報フィルタリングサービスの利用を条件としない携帯電話インターネット接続役務契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理をすることができる。

4 携帯電話インターネット接続役務提供事業者は、前項の規定により青少年有害情報フィルタリングサービスの利用を条件としない携帯電話インターネット接続役務の契約を締結したときは、当該契約が終了する日又は当該契約に係る青少年が満18歳に達する日のいずれか早い日までの間、理由書若しくはその写し又は当該理由書に記載された事項が記録された電磁的記録を保存しなければならない。

（携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に対する勧告等）

第25条の3 知事は、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等が、前条第1項、第3項又は第4項の規定に違反していると認めるときは、当該携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2 知事は、前項の規定による勧告を行うために必要な限度内において、青少年有害情報フィルタリングサービスの利用を条件としない携帯電話インターネット接続役務の提供を受けていると認められる青少年の保護者に対し、質問し、又は報告若しくは資料の提供を求めることができる。

3 知事は、第1項の規定による勧告を受けた携帯電話インターネット接続役務

提供事業者等がその勧告に従わないときは、当該勧告を受けた者の氏名又は名称、住所又は所在地、当該勧告の内容その他規則で定める事項を公表することができる。

- 4 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該勧告を受けた携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

第28条第1項中「がん具類販売業者等」を「玩具類販売業者等」に、「若しくは第20条の2第1項」を「、第20条の2第1項」に改め、「営む者」の次に「若しくは携帯電話インターネット接続役務提供事業者等」を加え、「がん具類の」を「玩具類の」に改める。

第30条第2項第12号中「第24条第1号又は第5号」を「第24条第1号、第3号又は第6号」に改め、同号を同項第14号とし、同項中第11号を第13号とし、第10号を第12号とし、第9号を第10号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (1) 第21条の2第1項の規定に違反した者

第30条第2項第8号の次に次の1号を加える。

- (9) 第20条の2第1項の規定に違反した者

第30条第4項第1号中「はり付け」を「貼り付け」に改め、同項第3号中「第24条第2号又は第3号」を「第24条第2号又は第4号」に改め、同条第5項中「第20条第1項から第3項まで」の次に「、第20条の2第1項」を、「第21条第1項から第3項まで」の次に「、第21条の2第1項」を加え、「第24条第1号から第3号まで若しくは第5号」を「第24条第1号から第4号まで若しくは第6号」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年7月1日から施行する。ただし、第2条の次に1条を加える改正規定、第4条、第5条、第7条、第9条、第11条、第12条、第20条第1項、第21条、第23条及び第24条第1号の改正規定、第28条第1項の改正規定（「がん具類販売業者等」を「玩具類販売業者等」に改める改正規定及び

「がん具類の」を「玩具類の」に改める改正規定に限る。)並びに第30条第4項第1号の改正規定は、公布の日から施行する。

(有害図書類等の指定に関する経過措置)

- 2 この条例による改正前の島根県青少年の健全な育成に関する条例第6条第1項、第7条第1項及び第14条第1項の規定により知事がした指定は、この条例による改正後の島根県青少年の健全な育成に関する条例第6条第1項、第7条第1項及び第14条第1項の規定により知事がした指定とみなす。

(罰則に関する経過措置)

- 3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 28 年 3 月 25 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 23 号

島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年島根県条例第18号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「（保育所の職員配置に係る特例）」を付し、附則中第 3 項を第 7 項とし、第 2 項の次に次の 4 項を加える。

- 3 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第 1 項の確認を受けたものに限る。）又は家庭的保育事業等が不足していることに鑑み、当分の間、第46条第 2 項ただし書の規定を適用しないことができる。この場合において、同項本文の規定により必要な保育士が 1 人となる時は、当該保育士に加えて、知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を置かなければならない。
- 4 前項の事情に鑑み、当分の間、第46条第 2 項に規定する保育士の数の算定については、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第 4 条第 2 項に規定する普通免許状をいう。）を有する者を、保育士とみなすことができる。
- 5 附則第 3 項の事情に鑑み、当分の間、1 日につき 8 時間を超えて開所する保育所において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が、当該保育所に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第46条第 2 項に規定する保育士の数の算定については、知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。
- 6 前 2 項の規定を適用する時は、保育士（法第18条の18第 1 項の登録を受けた

者をいい、附則第 2 項又は前 2 項の規定により保育士とみなされる者を除く。)を、保育士の数(前 2 項の規定の適用がないとした場合の第 46 条第 2 項により算定されるものをいう。)の 3 分の 2 以上、置かなければならない。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び島根県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 28 年 3 月 25 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 24 号

島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び島根県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

(島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第 1 条 島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年島根県条例第75号)の一部を次のように改正する。

目次中「・第151条」を「―第151条」に、「・第161条」を「―第161条」に改める。

第96条第1号中「以下同じ。)であって」を「)又は指定地域密着型通所介護事業者(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。)第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。)(以下「指定通所介護事業者等」という。)であって」に、「以下同じ。)を提供する」を「)又は指定地域密着型通所介護(指定地域密着型サービス基準第19条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。)(以下「指定通所介護等」という。)を提供する」に改め、同条第2号中「以下同じ。)の食堂」を「)又は指定地域密着型通所介護事業所(指定地域密着型サービス基準第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。)(以下「指定通所介護事業所等」という。)の食堂」に改め、「第95条第2項第1号」の次に「又は地域密着型サービス基準第22条第2項第1号」を加え、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に改め、同条第3号中「指定通所介護事業所」を「指定

通所介護事業所等」に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に改める。

第97条中「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）」を「指定地域密着型サービス基準」に、「第111条第1号において」を「以下」に改め、同条第1号中「登録者をいう。」の次に「以下同じ。」を、「通いサービス、」の次に「第150条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第160条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は」を加え、「又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令（平成15年厚生労働省令第132号。以下「特区省令」という。）第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービス」を削り、同条第2号中「通いサービス、」の次に「第150条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第160条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は」を加え、「又は特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービス」を削り、「以下」の次に「この号において」を加え、同条第3号中「をいう。」の次に「以下同じ。」を加え、同条第4号中「通いサービス、」の次に「第150条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第160条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は」を加え、「又は特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービス」を削る。

第111条第1号中「通いサービス、」の次に「第150条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第160条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は」を加え、「又は特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービス」を削り、同条第2号中「通いサービスの利用定員」の次に「（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と第97条の

規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、第150条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第160条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第55条の8の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第72条の4において準用する指定通所支援基準条例第55条の8の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。）」を加える。

第150条第1号中「指定通所介護事業者」を「指定通所介護事業者等」に、「指定通所介護を」を「指定通所介護等を」に改め、同条第2号中「指定通所介護事業所」を「指定通所介護事業所等」に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に改め、同条第3号中「指定通所介護事業所」を「指定通所介護事業所等」に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例）

第150条の2 次の各号に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者が地域において自立訓練（機能訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（機能訓練）を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護のうち通いサービスを提供する場合には、当該通いサービスを基準該当自立訓練（機能訓練）と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等を基準該当自立訓練（機能訓練）事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については適用しない。

- (1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者の数とこの条の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス、第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第160条の2の規定によ

り基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第55条の8の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第72条の4において準用する指定通所支援基準条例第55条の8の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。）を29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、18人）以下とすること。

- (2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数とこの条の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス、第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第160条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第55条の8の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第72条の4において準用する指定通所支援基準条例第55条の8の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受け障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下この号において同じ。）を登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては登録定員に応じて次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては12人）までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

- (3) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十

分に発揮しうる適当な広さを有すること。

(4) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数とこの条の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス、第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第160条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第55条の8の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第72条の4において準用する指定通所支援基準条例第55条の8の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第63条又は第171条に規定する基準を満たしていること。

(5) この条の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービスを受ける障害者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

第160条第1号中「指定通所介護事業者」を「指定通所介護事業者等」に、「指定通所介護を」を「指定通所介護等を」に改め、同条第2号中「指定通所介護事業所」を「指定通所介護事業所等」に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に改め、同条第3号中「指定通所介護事業所」を「指定通所介護事業所等」に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例）

第160条の2 次の各号に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者が地域において自立訓練（生活訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（生活訓練）を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小

規模多機能型居宅介護のうち通いサービスを提供する場合には、当該通いサービスを基準該当自立訓練（生活訓練）と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等を基準該当自立訓練（生活訓練）事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については適用しない。

- (1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者の数とこの条の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス、第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第150条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第55条の8の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第72条の4において準用する指定通所支援基準条例第55条の8の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。）を29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、18人）以下とすること。
- (2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数とこの条の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス、第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第150条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第55条の8の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第72条の4において準用する指定通所支援基準条例第55条の8の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下この号において同じ。）を登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超え

る指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては登録定員に応じて次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては12人)までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

- (3) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。
- (4) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数とこの条の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス、第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第150条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第55条の8の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第72条の4において準用する指定通所支援基準条例第55条の8の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第63条又は第171条に規定する基準を満たしていること。
- (5) この条の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービスを受ける障害者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（生活訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(島根県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第 2 条 島根県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年島根県条例第81号）の一部を次のように改正する。

第55条の7の見出しを「（指定通所介護事業所等に関する特例）」に改め、同条中「指定通所介護事業者をいう。）」の次に「又は指定地域密着型通所介護事業者（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準省令」という。）第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。）」を加え、「以下同じ。）を提供する」を「）又は指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス基準省令第19条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。）（以下「指定通所介護等」という。）を提供する」に、「当該指定通所介護を」を「当該指定通所介護等を」に、「指定通所介護事業所をいう。以下同じ。）」を「指定通所介護事業所をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準省令第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。）（以下「指定通所介護事業所等」という。）」に、「指定通所介護事業所に」を「指定通所介護事業所等に」に改め、同条第1号中「機能訓練室」の次に「（指定居宅サービス等基準省令第95条第2項第1号又は指定地域密着型サービス基準省令第22条第2項第1号に規定する食堂及び機能訓練室をいう。）」を加え、「指定通所介護事業所」を「指定通所介護事業所等」に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に、「指定通所介護を」を「指定通所介護等を」に改め、同条第2号中「指定通所介護事業所」を「指定通所介護事業所等」に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に、「指定通所介護を」を「指定通所介護等を」に改め、同条第3号中「指定通所介護」を「指定通所介護等」に改める。

第55条の8中「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準省令」という。）」を「指定地域密着型サービス基準省令」に改め、同条第1号中「通いサービス、」の次に「指定障害福祉サービス等基準条例第150条の2

の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは指定障害福祉サービス等基準条例第160条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は」を加え、「又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令（平成15年厚生労働省令第132号。以下「特区省令」という。）第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービス」を削り、同条第2号中「通いサービス、」の次に「指定障害福祉サービス等基準条例第150条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは指定障害福祉サービス等基準条例第160条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は」を加え、「又は特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービス」を削り、同条第4号中「通いサービス、」の次に「指定障害福祉サービス等基準条例第150条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは指定障害福祉サービス等基準条例第160条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は」を加え、「又は特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービス」を削る。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

興行場法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 28 年 3 月 25 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 25 号

興行場法施行条例の一部を改正する条例

興行場法施行条例（昭和59年島根県条例第25号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 4 号を次のように改める。

(4) 場内の建物内で喫煙させる場合は、その建物内に次の要件を備える喫煙室が設けられていること。

ア 建物内の他の区域と区画すること。

イ 室内の空気を建物外へ排出できる装置を備え、たばこの煙が建物内の他の区域に流入しない構造であること。

ウ 客席及び入場者が利用する通路等から極力離れた位置にあること。

第 4 条第 2 項中第13号を第15号とし、第12号を第14号とし、同項第11号ア及びイを次のように改める。

ア 喫煙室又は喫煙可能な区域以外の場所における喫煙の禁止

イ 喫煙室又は喫煙可能な区域の場所

第 4 条第 2 項中第11号を第13号とし、第10号の次に次の 2 号を加える。

(11) 場内の建物内で喫煙させないこと。ただし、前条第 4 号の要件を備える喫煙室内で喫煙させる場合は、この限りでない。

(12) 場内の建物外で喫煙させる場合は、喫煙可能な区域を定めるよう努めること。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に興行場法（昭和23年法律第137号）第 2 条第 1 項の規定により興行場の営業の許可を受けている者及び現に当該許可の申請をして

いる者に係る興行場法施行条例第 3 条及び第 4 条の基準については、この条例の施行の日から起算して 1 年を経過する日までの間、なお従前の例による。

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 28 年 3 月 25 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 26 号

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年島根県条例第45号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表第31号左欄の(1)中「許可」の次に「（法附則第 2 項の規定による農林水産大臣との協議を要するものを除く。(3)、(5)及び(7)において同じ。）」を加え、同欄中(2)を削り、同欄の(3)中「第 4 条第 4 項」を「第 4 条第 7 項」に改め、「付加」の次に「（(1)に規定する許可に係るものに限る。）」を加え、同欄中(3)を(2)とし、同欄の(4)中「第 4 条第 5 項」を「第 4 条第 8 項」に、「都道府県」を「都道府県等」に改め、同欄中(4)を(3)とし、(3)の次に次のように加える。

(4) 法第 4 条第 9 項の規定による農業委員会の意見の聴取（(3)に規定する協議に係るものに限る。）

第 2 条の表第31号左欄の(6)中「付加」の次に「（(5)に規定する許可に係るものに限る。）」を加え、同欄の(7)中「都道府県」を「都道府県等」に改め、同欄中(16)を削り、(15)を(16)とし、(14)を(15)とし、同欄の(13)中「交付」の次に「（(13)に規定する命令に係るものに限る。(15)及び(16)において同じ。）」を加え、同欄中(13)を(14)とし、同欄の(12)中「講ずることの命令」の次に「（(1)又は(5)に掲げる事務に係るものに限る。）」を加え、同欄中(12)を(13)とし、同欄の(11)中「(10)」を「(11)」に、「(12)」を「(13)」に改め、同欄中(11)を(12)とし、(10)を(11)とし、同欄の(9)中「(8)」を「(9)」に、「(10)」を「(11)」に改め、同欄中(9)を(10)とし、同欄の(8)中「(12)」を「(13)」に、「(4)」を「(3)」に改め、同欄中(8)を(9)とし、(7)の次に次のように加える。

(8) 法第 5 条第 5 項において準用する法第 4 条第 9 項の規定による農業委員会の意見の聴取（(7)に規定する協議に係るものに限る。）

第 2 条の表第31号左欄に次のように加える。

(17) 法第52条の 4 の規定による措置の要請の受理（(1)又は(5)に掲げる事務に係

るものに限る。)

- (18) 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）附則第41条第2項の規定による意見の聴取（(1)又は(5)に規定する許可に係るものに限る。)

第2条の表第31号右欄中「(1)から(15)までに係る事務にあつては」及び「(16)に規定する農林水産大臣との協議を要する許可又は協議に係るものにあつては、松江市、浜田市、出雲市及び江津市に限る。）、(16)に係る事務にあつては松江市、浜田市、出雲市及び江津市」を削る。

第2条の表第38号左欄中「という。）」の次に「及び組合等登記令（昭和39年政令第29号）」を加え、同欄の(1)中「第72条の12の6」を「第72条の22」に改め、同欄の(2)中「第72条の12の8第3号」を「第72条の24第3号」に改め、同欄の(3)中「第72条の13第2項」を「第72条の29第2項」に改め、同欄の(4)中「第72条の16第4項」を「第72条の32第4項」に改め、同欄の(5)中「第72条の17第2項」を「第72条の34第2項」に改め、同欄の(6)中「第72条の18第3項」を「第72条の35第3項」に改め、同欄の(7)中「第72条の18の9第3項」を「第72条の43第3項」に改め、同欄の(8)中「第72条の18の9第4項」を「第72条の43第4項」に改め、同欄の(9)中「第72条の18の10」を「第72条の44」に改め、同欄中(17)を(19)とし、(12)から(16)までを(14)から(18)までとし、(11)を削り、同欄の(10)中「第73条の12」を「第73条の10」に改め、同欄中(10)を(13)とし、(9)の次に次のように加える。

- (10) 法第73条第4項において準用する法第64条の2第1項の規定による官報による公告及び事業を廃止していない旨の届出の受理
- (11) 法第73条第4項において準用する法第64条の2第2項の規定による官報による公告をした旨の通知
- (12) 法第73条第4項において準用する法第64条の3第3項の規定による継続した旨の届出の受理

第2条の表第38号左欄に次のように加える。

- (20) 組合等登記令第14条第4項又は第26条第2項の規定による解散の登記の嘱託

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際農地法（昭和27年法律第229号）の規定に基づき知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日前に同法の規定に基づき知事に対してなされた申請その他の行為のうち、この条例による改正後の知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例第2条の表第31号左欄に掲げる事務で同日以後においては飯南町長、川本町長、美郷町長、邑南町長、海士町長、西ノ島町長、知夫村長及び隠岐の島町長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後における同法の適用については、それぞれ飯南町長、川本町長、美郷町長、邑南町長、海士町長、西ノ島町長、知夫村長及び隠岐の島町長のした処分その他の行為又は飯南町長、川本町長、美郷町長、邑南町長、海士町長、西ノ島町長、知夫村長及び隠岐の島町長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

島根県家畜保健衛生所条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 28 年 3 月 25 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 27 号

島根県家畜保健衛生所条例の一部を改正する条例

島根県家畜保健衛生所条例（昭和44年島根県条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 江津家畜保健衛生所の項名称の欄中「江津家畜保健衛生所」を「川本家畜保健衛生所」に改め、同項位置の欄中「江津市」を「邑智郡川本町」に改める。

附 則

この条例は、平成28年7月4日から施行する。

島根県畜産技術センター分析等手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 28 年 3 月 25 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 28 号

島根県畜産技術センター分析等手数料条例の一部を改正する条例

島根県畜産技術センター分析等手数料条例（平成17年島根県条例第84号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「又は」を「、」に改め、「性判別」の次に「又は牛の遺伝子型の検査」を加える。

別表 3 の表の次に次の 1 表を加える。

4 牛の遺伝子型の検査

区 分	金 額
遺伝性疾患の保因判定	1 件につき 2,110円

附 則

この条例は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

島根県発電用施設周辺地域企業立地等促進資金貸付基金条例を廃止する条例をここに公布する。

平成 28 年 3 月 25 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 29 号

島根県発電用施設周辺地域企業立地等促進資金貸付基金条例を廃止する条例

島根県発電用施設周辺地域企業立地等促進資金貸付基金条例（昭和58年島根県条例第 7 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成28年 5 月 7 日から施行する。

島根県港湾施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 28 年 3 月 25 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 30 号

島根県港湾施設条例の一部を改正する条例

島根県港湾施設条例（昭和39年島根県条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中

移動式荷役機械	クレーン		1 時間につき	11,650円	12,582円
	フォークリフト			5,000円	5,400円

を

移動式荷役機械	クレーン		1 時間につき	11,650円	12,582円
	フォークリフト			5,000円	5,400円
計量器			計量 1 回につき	322円	347円

に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

島根県営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 28 年 3 月 25 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 31 号

島根県営住宅条例の一部を改正する条例

島根県営住宅条例（昭和34年島根県条例第49号）の一部を次のように改正する。

別表中

月 無 団 地	
新 由 良 団 地	隠岐郡西ノ島町

を

「月 無 団 地」に改める。

附 則

この条例は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

島根県建築審査会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 28 年 3 月 25 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 32 号

島根県建築審査会条例の一部を改正する条例

島根県建築審査会条例（昭和25年島根県条例第45号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の次に次の 1 条を加える。

（委員の任期）

第 2 条の 2 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員は、任期が満了した場合には、後任の委員が任命されるまでその職務を行う。

附 則

この条例は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

島根県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 28 年 3 月 25 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 33 号

島根県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

島根県病院事業の設置等に関する条例（昭和41年島根県条例第61号）の一部を次のように改正する。

別表島根県立中央病院の項診療科目の欄中「放射線科」の次に「、病理診断科」を加え、同項病床数（床）の欄中「633」を「588」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

県立学校の職員定数条例及び市町村立学校の教職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 28 年 3 月 25 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 34 号

県立学校の職員定数条例及び市町村立学校の教職員定数条例の一部を改正する条例

(県立学校の職員定数条例の一部改正)

第 1 条 県立学校の職員定数条例（昭和31年島根県条例第35号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「1,611人」を「1,584人」に、「189人」を「187人」に、「968人」を「962人」に改める。

(市町村立学校の教職員定数条例の一部改正)

第 2 条 市町村立学校の教職員定数条例（昭和31年島根県条例第37号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「5,062人」を「5,071人」に、「351人」を「350人」に改める。

附 則

この条例は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

島根県立青少年社会教育施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 28 年 3 月 25 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 35 号

島根県立青少年社会教育施設条例の一部を改正する条例

島根県立青少年社会教育施設条例（平成 3 年島根県条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

別表の 2 の備考中第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

2 (1)の㊦の表又は(2)の㊦の表に掲げる体育館の 2 分の 1 を使用するときの使用料の額は、これらの表及び前号の規定により算出した額の 5 割に相当する額（10 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 この条例の施行の日以後の使用に係る島根県立青少年社会教育施設の施設及び設備の使用の許可に関し必要な準備行為は、同日前においても行うことができる。

島根県地方警察職員定員条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 28 年 3 月 25 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 36 号

島根県地方警察職員定員条例の一部を改正する条例

島根県地方警察職員定員条例（昭和**32**年島根県条例第**14**号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 1 号中「**840**人」を「**844**人」に、「**440**人」を「**442**人」に改める。

附 則

この条例は、平成**28**年 4 月 1 日から施行する。